

厚生年金基金 財政運営基準の解説

社団法人 日本年金数理人会

「財政運営基準の解説」の刊行にあたって

昭和63年9月に厚生年金保険法に基づき年金数理人制度が導入されて以来、すでに10年が経過いたしました。この間、我々年金数理人は基金財政の健全性の維持や加入員・年金受給者の利益の確保などの課題に応えるべく、当会の前身である日本年金数理人会を平成元年4月に任意法人としてスタートさせ、職能団体としての活動を種々行ってまいりました。そしてこの度、その活動基盤をさらに確固なものにすることを目指して、平成10年5月1日付で厚生大臣より社団法人の設立許可をいただき、「社団法人日本年金数理人会」として新たに発足いたしました。

さて、厚生年金基金・国民年金基金制度の最重要課題は受給権の確保であります。それをより確実なものにするためには年金財政の健全性維持が不可欠となります。厚生年金基金制度においては、平成9年4月1日より財政運営基準が全面的に改定され、各基金がそれぞれの事情に合わせて、年金財政の健全性維持に向けたより自主的な運営を行うことが可能となりました。また、これを受けて「指定年金数理人」制度が導入され、各基金が主体的な選択を行うにあたっての適切な助言や年金財政についての所見が従来以上に年金数理人に対して期待されることとなり、その責務の重大さを改めて実感させられております。

本「財政運営基準の解説」は、社団法人化の記念事業の一環として実務基準委員会において作成されたものですが、新しい財政運営基準の具体的な取扱いを記述した「実務基準」(平成9年3月)を補完するものであると位置づけております。取扱いの考え方や意味について出来るだけ分かりやすく解説することを心がけました。会員各位をはじめ、基金に係る皆様方のお役に立てばと願っております。

平成11年3月

社団法人 日本年金数理人会

会 長 近 藤 師 昭

目次

実務基準の位置づけと役割について	P . 0 1
実務基準の運営ルール	P . 0 1

第 章 財政運営基準の取扱い

財政検証 (第 3)	P . 0 3
収益および費用の認識 (第 3 - 1)	P . 0 3
資産の評価 (第 3 - 2)	P . 0 4
責任準備金 (第 3 - 4)および財政検証の方法 (第 3 - 7)	P . 1 4
最低積立基準額 (第 3 - 6)	P . 2 5
財政計算 (第 4)	P . 3 5
財政計算を行うべき場合 (第 4 - 1)	P . 3 5
基準日 (第 4 - 2)	P . 3 7
財政方式 (第 4 - 3 - (1))	P . 3 8
基礎率 (第 4 - 3 - (2))	P . 4 8
数理上掛金 (第 4 - 3 - (5))	P . 4 9
過去勤務債務の予定償却期間 (第 4 - 3 - (6))	P . 5 6
過去勤務債務のその他の償却方法 (第 4 - 3 - (7))	P . 5 6
特例掛金の算定方法 (第 4 - 3 - (8))	P . 5 7
留意事項 (第 4 - 3 - (9))	P . 5 7
最低積立基準額・最低責任準備金の確保 (第 4 - 4)	P . 7 1
積立水準の回復計画 (第 4 - 4 - (1))	P . 7 1
積立水準の回復のための方法 (第 4 - 4 - (2))	P . 7 2
経過措置 (第 4 - 4 - (3))	P . 7 4
別途積立金 (第 5)	P . 8 0
とりくずすことができる場合 (第 5 - 1)	P . 8 0
とりくずすことができる額(第 5 - 2)	P . 8 0
年金数理人の確認等 (第 5 - 3)	P . 8 1
書類の提出方法 (第 5 - 4)	P . 8 1

給付改善準備金 (第 6)	P . 8 3
趣旨 (第 6 - 1)	P . 8 3
繰入れの限度額 (第 6 - 2)	P . 8 3
留意事項 (第 6 - 3)	P . 8 3
年金経理から業務経理への繰入れ (第 7)	P . 8 5
趣旨 (第 7 - 1)	P . 8 5
繰入れのできる基金 (第 7 - 2)	P . 8 5
繰入れの限度額 (第 7 - 3)	P . 8 5
繰入れの用途等 (第 7 - 4)	P . 8 6
留意事項 (第 7 - 5)	P . 8 7
年金数理人の確認 (第 7 - 6)	P . 8 7
書類の提出方法 (第 7 - 7)	P . 8 7

第 章 年金数理人の所見

年金数理人制度について	P . 9 0
年金数理人の確認について	P . 9 0
指定年金数理人について	P . 9 0
年金数理人の確認が必要となる場合	P . 9 1
確認の書類の様式	P . 9 1
所見の必要時期	P . 9 2
所見の内容	P . 9 4

第 章 継続的な財政診断

実施時期	P . 9 9
継続的な財政診断の内容	P . 1 0 0

[注] 目次中の()内には、「厚生年金基金財政運営基準」(平成 8 年 6 月 2 7 日 年発第 3 3 2 1 号)通知における該当項目の章番号を記載しています。

目次(Q & A)

Q - 1	実務基準総則には、どのようなことが規定されているのですか？	P.02
-------	-------------------------------	------

第 章 財政運営基準の取扱い

財政検証(第 3)

「収益および費用の認識(第 3 - 1)」および「資産の評価(第 3 - 2)」に関する Q & A

Q -3-1	「財政運営基準」と各基金が定める「財政運営に関する規程」の関係はどうなっていますか？	P.10
Q -3-2	財政検証はなぜ発生主義で行うのですか？	P.10
Q -3-3	資産の評価方法をなぜ時価に変更したのですか？	P.10
Q -3-4	財政運営上の資産の評価方法を選択するときの留意点を教えてください。	P.11
Q -3-5	数理的評価における時価との許容乖離率の目的は何ですか？	P.13
Q -3-6	資産の評価方法を変更する際の手続きを教えてください。	P.13

「責任準備金(第 3 - 4)」および「財政検証の方法(第 3 - 7)」に関する Q & A

Q -3-7	財政決算における貸借対照表に未償却過去勤務債務残高を計上していますが、平成 8 年度までの財政決算では計上していません。どのように変わったのか教えてください。	P.19
Q -3-8	新財政運営基準では従来に比較し、責任準備金の算定方法が複雑になっているように思えます。なぜこのようになったのですか？	P.20
Q -3-9	未償却過去勤務債務残高は財政上の積立不足とされていますが、貸借対照表上の不足金とどのように異なるのですか。また、未償却過去勤務債務残高のことをなぜ、特別掛金収入現価と言うのですか？	P.21
Q -3-10	「許容繰越不足金を算出するための率」について詳しく教えてください。	P.22
Q -3-11	継続基準の財政検証の結果、純資産額は、責任準備金を下回っていますが、責任準備金から許容繰越不足金を控除した額を上回ったため、変更計算を留保したいと思います。この場合、どのようなことに留意すべきですか？	P.23
Q -3-12	継続基準の財政検証の結果、純資産額が責任準備金を下回ったため、変更計算を行いたいと考えています。この場合、変更計算により解消する額は、純資産額が責任準備金を下回った額ですか？	P.23

「最低積立基準額(第3 - 6)」に関するQ & A

Q -3-13	最低積立基準額の算定に用いる予定利率はどのように決まっているのですか?	P. 32
Q -3-14	最低保全給付において、例えば加算部分で退職時から支給開始年齢までの期間に応じて年金額に据置乗率を乗じる給付設計の場合はどう算定されますか?	P. 32
Q -3-15	標準的な退職年齢は、どのような考え方にに基づき決定すべきなのですか?	P. 33
Q -3-16	最低積立基準額と数理債務はどのような点で異なるのですか?	P. 34

財政計算(第4)

「財政計算を行うべき場合(第4 - 1)」「基準日(第4 - 2)」「財政方式(第4 - 3 - (1))」に関するQ & A

Q -4-1	財政計算とは何ですか?	P. 40
Q -4-2	財政計算はいつ、どのような場合に実施するのですか?また、財政計算の結果をどのように取扱うのですか?	P. 40
Q -4-3	代行保険料率の見直しはどのような場合に行う必要がありますか?	P. 42
Q -4-4	加入員数の大幅変動とは具体的にどのような場合を指すのですか?	P. 42
Q -4-5	連合型設立の基金の一部事業所において定年延長が行われた場合の変更はどう取扱うのですか?	P. 43
Q -4-6	掛金に係る規約の変更とは具体的にどのような場合をいうのですか?	P. 43
Q -4-7	財政方式とは何ですか?また、どのような方式があるのですか?	P. 43
Q -4-8	財政方式の変更はどのような場合に行えるのですか?	P. 45
Q -4-9	給付設計の変更により、給付水準の引下げができるのはどのような場合ですか?	P. 46
Q -4-10	給付水準が引下げられた場合、変更時点の加入員や受給権者の給付はどのようになるのですか?	P. 47

「基礎率(第4 - 3 - (2))」「数理上掛金(第4 - 3 - (5))」に関するQ & A

Q -4-11	「各基礎率相互の関係に留意する」とはどういうことですか?	P. 50
Q -4-12	予定利率は、下限以上で、基金が自由に決められると考えて良いのですか?	P. 51
Q -4-13	予定利率の下限は、どのようにして決められるのですか?	P. 52
Q -4-14	「予定脱退率は次回財政再計算時または必要に応じて予定脱退率を見直す時期までの間、不変とする。」とありますが、必要に応じて予定脱退率を見直す時期とは、具体的にどのような場合ですか?	P. 52

Q -4-15	リストラ等の関係で、予定脱退率算定基礎として適当なデータがとれない場合、どうしたら良いのですか？	P.53
Q -4-16	加入員数が少ない場合でも、予定脱退率は男女別に算定するのですか？	P.53
Q -4-17	ベアの水準について、「長期的視点に立ったもの」とは、どういうことですか？	P.53
Q -4-18	基本部分の予定新規加入年齢は、過去の単純平均年齢ではないのですか？	P.53
Q -4-19	予定昇給指数にベアを見込んでいる場合、新規加入員給与月額率の算定に静態的昇給指数を使用するのはなぜですか？	P.54
Q -4-20	基準日が事業年度末日でない場合、数理上資産額の推計方法の具体例を示して下さい。	P.54
Q -4-21	財政計算で算定された新しい標準掛金率および特別掛金率が適用されるまでの間に発生する年金財政上の過不足とは何ですか？	P.54
Q -4-22	合理的な年金資産の配分方法の具体例を示して下さい。	P.55

「過去勤務債務の予定償却期間(第4-3-(6))」「過去勤務債務のその他の償却方法(第4-3-(7))」「特例掛金の算定方法(第4-3-(8))」「留意事項(第4-3-(9))」に関するQ & A

Q -4-23	予定償却開始日とは計算基準日のことですか？	P.59
Q -4-24	予定償却開始日を設定する際、計算基準日との関係で制限はありますか？	P.59
Q -4-25	予定償却開始日は通常どのように定めればよいですか？	P.60
Q -4-26	「財政運営に特段の配慮を行っている場合」とはどのような場合ですか？	P.60
Q -4-27	財政再計算(変更計算)を迎えましたが、既に残余償却年数が3年未満となっています。残余償却年数で償却することはできますか？	P.60
Q -4-28	「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務(いわゆる後発債務)」はどのように計算するのですか？	P.61
Q -4-29	予定償却完了日は最長でも「計算基準日から20年(或いは15年)」となっています。予定償却開始日から起算するのではないのですか？	P.61
Q -4-30	財政再計算(変更計算)で特別掛金率を引き下げることができますか？	P.61
Q -4-31	弾力償却の上下限はどのように定めるのですか？	P.62
Q -4-32	弾力償却を実施している場合、ある年度に実際に適用する掛金率はどのように定めるのですか？	P.62
Q -4-33	弾力償却を実施して償却した場合、財政検証時の過去勤務債務の予定償却期間はどのようになるのですか？	P.62
Q -4-34	弾力償却を実施して償却した場合、財政再計算(変更計算)時の予定償却期間はどのようになるのですか？	P.63
Q -4-35	「定額償却」、「定率償却」の場合も弾力償却ができますか？	P.63
Q -4-36	定額償却の場合、規約に定める「各年度の特別掛金の総額」はどのように計算するのですか？	P.63
Q -4-37	定額償却の場合、規約に定めた「各年度の特別掛金の総額」を、実際には毎年どのように計算して払い込むのですか？	P.63
Q -4-38	定率償却の場合、「各年度の特別掛金の総額」はどのように計算するのですか？	P.64
Q -4-39	定率償却の場合、財政検証時に当年度剰余金・不足金が発生することによって「各年度の特別掛金の総額」はどのように変わるのですか？	P.64
Q -4-40	定率償却の場合の予定償却期間はどのように計算するのですか？	P.65
Q -4-41	定率償却の場合、一括償却できるかどうかはどのように判定すればよいのですか？	P.65
Q -4-42	定率償却の場合、「各年度の特別掛金の総額」を、実際には毎年どのように計算して払い込むのですか？	P.65
Q -4-43	現在定率償却を採用しています。今般財政再計算(変更計算)を迎えましたが、償却割合を引き下げることができますか？	P.66
Q -4-44	現在定率償却を採用しています。今回の財政再計算(変更計算)で償却方法を元利均等定率償	P.67

	却に変更しようと思いますが、何か条件はありますか？	
Q -4-45	例えば基本部分は元利均等償却、加算部分は定率償却のように、償却方法を異にすることはできますか？	P.67
Q -4-46	例えば既に元利均等定率償却を採用していて財政再計算(変更計算)を迎えた場合、「新たに発生した過去勤務債務」についてのみ定率償却とするなど、償却方法を異にすることはできますか？	P.68
Q -4-47	償却方法の変更はいつでもできますか？	P.68
Q -4-48	償却割合の変更はいつでもできますか？	P.68
Q -4-49	定率法・定額法とは何ですか？定率償却・定額償却とは違うものですか？	P.68
Q -4-50	設立事業所別に異なる特別掛金を算定する方法には、どのような考え方がありますか？	P.69
Q -4-51	設立事業所別に異なる特別掛金を設定しています。今般財政再計算(変更計算)を迎えましたが、注意すべき点はありますか？	P.69
Q -4-52	設立事業所別に異なる特別掛金を設定する場合、予定償却期間も異にできますか？	P.69
Q -4-53	規約に定める掛金を数理上掛金に対し安全を見たものとするためには、どのように考えればよいですか？	P.70
Q -4-54	財政再計算(変更計算)の結果、数理上掛金が低下しました。この場合規約上掛金率もあわせて引き下げることになりますか？	P.70

「最低積立基準額・最低責任準備金の確保(第4-4)」「積立水準の回復計画(第4-4-(1))」「積立水準の回復のための方法(第4-4-(2))」「経過措置(第4-4-(3))」に関するQ & A

Q -4-55	必ず回復期限には最低積立基準額相当額まで回復するように、回復計画を策定しなければならないのですか？	P.75
Q -4-56	回復計画の将来予測で用いる運用利回りは、どのように決めればよいのですか？	P.75
Q -4-57	過去勤務債務の償却期間は最長20年ですが、なぜ、回復期間は7年なのですか？	P.75
Q -4-58	過去勤務債務の予定償却期間を短縮する場合の限度は、何年ですか？	P.76
Q -4-59	回復計画を策定する際、繰越不足金がある場合には解消しなければならないのですか？	P.76
Q -4-60	回復計画中の基金は、いつ、計画どおり積立水準の回復が図られているか検証するのですか？	P.76
Q -4-61	回復計画が予定どおり行かず修正する場合、取扱いはどうなっていますか？	P.77
Q -4-62	給付改善や再計算等により、回復計画の残余期間内に回復が見込まれる場合には、特例掛金の徴収を中止したり、掛金率を引き下げたりすることができますか？	P.78
Q -4-63	段階的に掛金を引き上げる方法で、毎年の引上げ幅等に制限はありますか？	P.78
Q -4-64	回復計画の提出および実施状況の報告時期はどうなっていますか？	P.79

別途積立金(第5)

「別途積立金(第5)」に関するQ & A

Q -5-1	別途積立金をとりくずした場合の経理上の処理日は、いつにするのですか？	P.82
--------	------------------------------------	------

給付改善準備金(第6)

「給付改善準備金(第6)」に関するQ & A

Q -6-1	給付改善を行なう場合以外で、給付改善準備金をとりくずすことができますか？	P.84
--------	--------------------------------------	------

年金経理から業務経理への繰入れ(第7)

「年金経理から業務経理への繰入れ(第7)」に関するQ & A

Q -7-1	第7-2の に該当する場合の繰入れ限度額計算で、「直前の財政検証」とは、いつのことですか？	P.88
Q -7-2	「第7-2の に該当する場合の繰入れ限度額計算で、算出項目中の次の項目を補足説明してください。 未償却過去勤務債務残高 次期財政再計算における死亡率改善により発生する債務 次期財政再計算までの間 年3%のヘッジがあるものとして発生する債務 その他年金数理人が財政運営の観点から留保することが適当と認めた額	P.88
Q -7-3	第7-2の に該当する場合の繰入れ限度額計算では、いつ時点の数値を使用するのですか？	P.89

第 章 年金数理人の所見

「所見の必要時期」「所見の内容」に関するQ & A

Q - 1	所見は全て指定年金数理人が作成するのですか？	P.97
Q - 2	代行保険料率算定の場合には所見は作成しないのですか？	P.97
Q - 3	所見は必ず実務基準書に記載されている様式で作成されるのですか？	P.97
Q - 4	別途積立金の取崩しを行う場合必ず年金数理人の確認は必要ですか？	P.98

第 章 継続的な財政診断

「継続的な財政診断」に関する Q & A

Q - 1	四半期毎の継続的な財政診断はだれが行うのですか?	P.102
Q - 2	どのような場合見直しが必要と判断されるのですか?	P.102
Q - 3	意見書は必ず実務基準書に記載されている様式で作成されるのですか?	P.102

厚生年金基金 財政運営基準の解説

実務基準の位置づけと役割について

実務基準は、年金数理人の専門的役割が増す中であって、年金数理人の業務において中立性と公平性が維持されることを目的として制定されたものである。

内容としては各々の年金数理業務ごとに、法令や通知だけでは不明確な部分も含めた取り扱い細目が記述されているが、これによって年金数理人の行動を限定するものではなく、あくまでも標準的な取り扱い方法を定めたものである。したがって、ここに定められていなくても十分に合理性があるならば別の方法の採用も可能とされている。(実務基準総則 9)

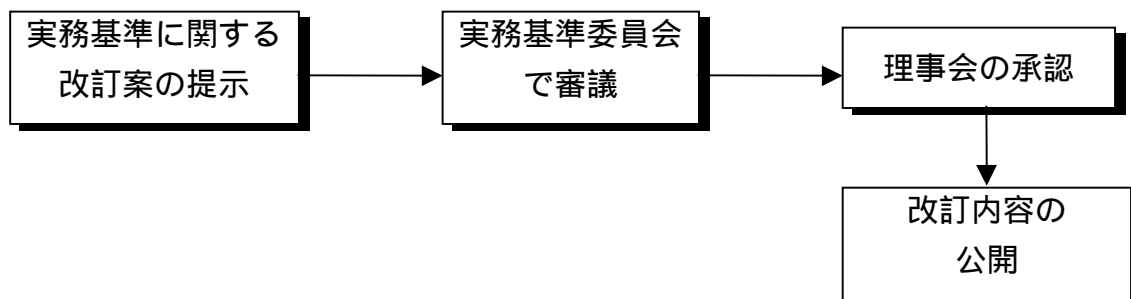
なお、実務基準の内容は、「実務基準の運営ルール」に定められているとおり、(社)日本年金数理人会理事会での承認を経て実施されるものであり、(社)日本年金数理人会としてその妥当性を公式に認めたものであると言える。

実務基準の運営ルールについて

基金関係者が実務基準の記載内容に不明な点などある場合には、年金数理人にその内容を確認することになる。年金数理人が実務基準の内容に関して、さらに確認すべき事項などがあると判断した場合には、年金数理人が実務基準委員会に対して照会することとなる。年金数理人から提示された照会に関する回答は、実務基準委員会で作成され、「実務基準質疑応答集」として取りまとめられることになっている。なお、この回答内容は年金数理人に公開されることになっている。

実務基準の新規作成や改訂については、実務基準委員会で審議した上で、(社)日本年金数理人会理事会での承認を経て、実施されることになっている。(実務基準総則 10)

実務基準の改訂の場合の手順イメージ



Q - 1 . 実務基準総則には、どのようなことが規定されているのですか？

A . 実務基準総則は、以下のように規定されています。

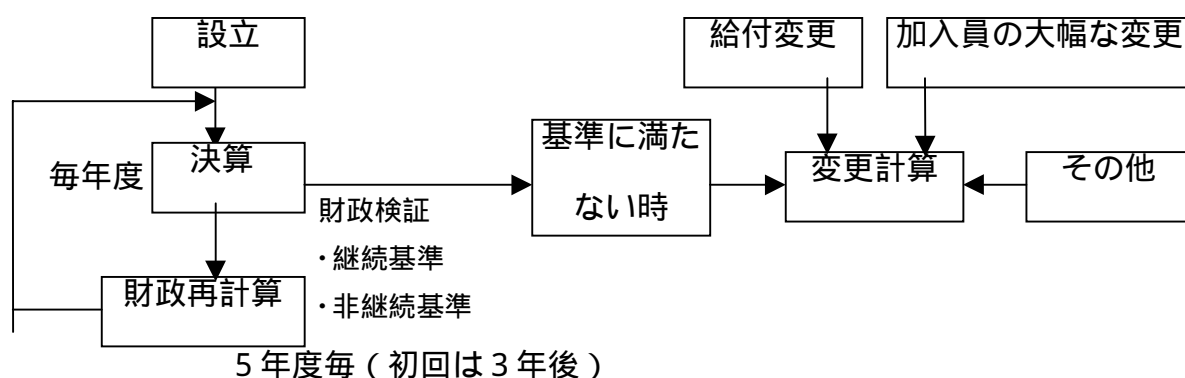
- 1 . 年金数理人は、受給権の保全及び年金財政の健全性を確保すべく、厚生年金基金（以下、「基金」という。）の主体的な財政運営に資するように、年金数理業務の遂行にあたり実務基準を基本とし責任を持って職務を行うとともに、基金財政に関し基金との意志疎通に努める。
- 2 . 年金数理人は、基金の理事及び監事、基金財政に関するコンサルタントなどとともに基金財政について適正な運営に努める。
- 3 . 年金数理人は、年金数理業務を行うにあたり、中立的な立場から最善として採用した方法により算定したものである事に責任を持ち、基金への十分な情報提供に努める。
- 4 . 年金数理人は、基金財政に関する意見などにつき、中立的な立場から基金への十分な説明に努め、実施が必要な事項と実施が望ましい事項とを、原則として区別して述べる。
- 5 . 基金に意見、助言及び警告などを伝える場合は、原則として文書で提示するものとし、年金財政上の事実と年金数理人としての意見は区別して述べるとともに、年金財政の方向づけに選択肢がある場合は、その前提条件を明示する。
- 6 . 基金に意見、助言及び警告などを伝えるに際して、社会・経済情勢などの動向について、正確な情報と的確な見通しを伝えるよう努める。
- 7 . 年金数理人は、実務基準の適用の解釈などにおいて、他の年金数理人の業務に支障をきたさぬよう配慮する。
- 8 . 実務基準は、年金数理業務を行うにあたり標準的な算出方法を定めたものであり、この実務基準に則り算出した結果については、その妥当性が認められる。
- 9 . 実務基準は、ここに定めた算出方法のみに限定するものではなく、特例的な取扱方法を採用する場合は、その旨を明らかにした上で業務を行う。
- 10 . 実務基準に関する照会及び提案などは実務基準委員会へ提示し、その内容及び実務基準委員会での取り扱いは他の年金数理人に公開される。
実務基準の改訂は、実務基準委員会での審議及び理事会での承認を経て実施される。

第 章 財政運営基準の取扱い

財政検証（第 3）

「財政検証」の目的は、毎年度の決算時に保有資産と給付債務の比較を行い、財政の健全性について検証することである。基金が今後も継続して行くという観点で年金資産が計画どおり積み立てられているかを検証する「継続基準」と基金が解散した場合に加入員や受給者の受給権が確保される給付債務に見合う年金資産が確保されているかを検証する「非継続基準」の 2 種類の基準により検証作業が行われる。

なお、財政運営全体の中での財政検証の位置づけは概略次のとおりである。



収益および費用の認識（第 3 - 1）

・発生主義

基本的考え方： 決算年度内に発生した事象により生ずる収益・費用は、実際の収入支出によらず当年度内に計上する。すなわち、掛金、政府負担金や受換金などの収益については受取りの権利が確実となった時点で収益と認識し、給付費や移換金については支払いの義務が確実となった時点で費用と認識する。

勘定科目： 発生主義の立場から収益及び費用を認識するが、実際に現金又は預貯金の移転が行われていないものについては、次の勘定科目で受ける。

< 資産勘定 > 流動資産 ... 未収掛金、未收受換金、未収政府負担金、未収返納金

< 負債勘定 > 流動負債 ... 未払拠出金、未払運用報酬等、未払業務委託費、未払コンサルティング料、政府負担金返納金未払金、未払特別法人税、未払指定年金数理人費

支払備金 ... 未払給付費、未払移換金

資産の評価（第3 - 2）

・時価評価

基本的考え方： 資産の評価としては、資産の取得時の価格によって評価する「簿価」と、評価時点の価格である「時価」に大別されるが、これまでの「簿価」を「時価」に変更する。

実際の取扱い：時価の定義

財政運営基準の「第1 用語の定義の(11)」によると、資産取引に関し十分な知識と情報を有する売り手と買い手が、自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額としている。すなわち、社会通念上、公正・妥当と考えられる時価評価にて行うものとしている。

固定資産（時価）については、各運用機関から報告を受けた時価を計上する。具体的な評価方法は、「実務基準の付録2 [時価の定義について]」及び「厚生年金基金における年金資産時価評価について（平成10年3月 厚生年金基金連合会） 資産運用委員会 資産時価評価検討委員会」を参照のこと。

・財政運営上の資産の評価

基本的考え方： 財政運営上の資産評価は、時価の傾向が的確に反映されるものであると同時に、財政の安定性が確保されるものであることが望ましいが、時価には短期的な変動要素もあるので、年金財政上の大きな変動を避けることも考慮する必要がある。

具体的な資産評価の方式としては、

移動平均等により時価の短期的な変動を平滑化する数理的評価
の数理的評価と時価のいずれか低い方の額（低価法）
時価

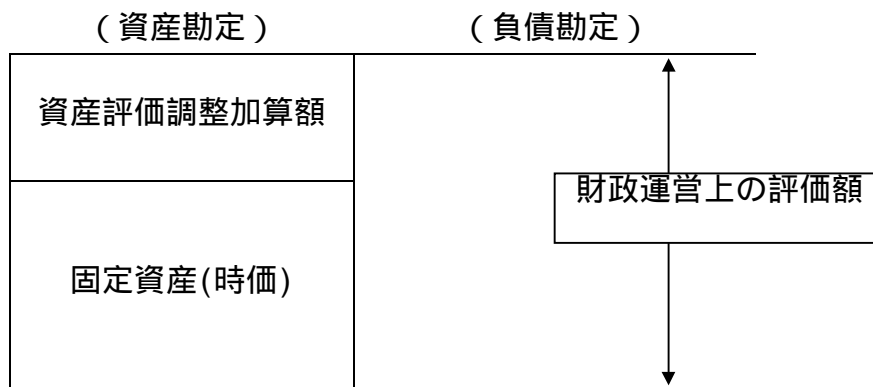
のいずれかとする。年金数理人の助言を踏まえつつ基金が主体的に選択し、特別な事情がない限り継続的に使用する。

実際の取扱い：

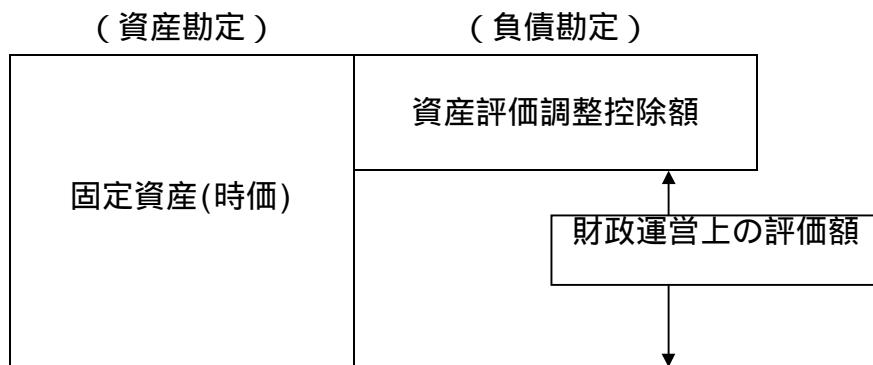
(資産の計上方法)

貸借対照表の資産は基金が選択した財政運営上の評価方法（数理的評価等）によらず、一律に各年度末の一時点の時価を計上する。財政運営上の評価額と時価との差額については、資産評価調整加算額（控除額）として計上する。

財政運営上の評価額が時価を上回る場合



財政運営上の評価額が時価を下回る場合



(数理的評価の方法)

数理的評価の計算方法：資料 1 参照(P . 7)

平滑化期間　： 時価の短期的変動を平滑化する期間の年数をいい、5 年以内の期間とし基金が選択する。

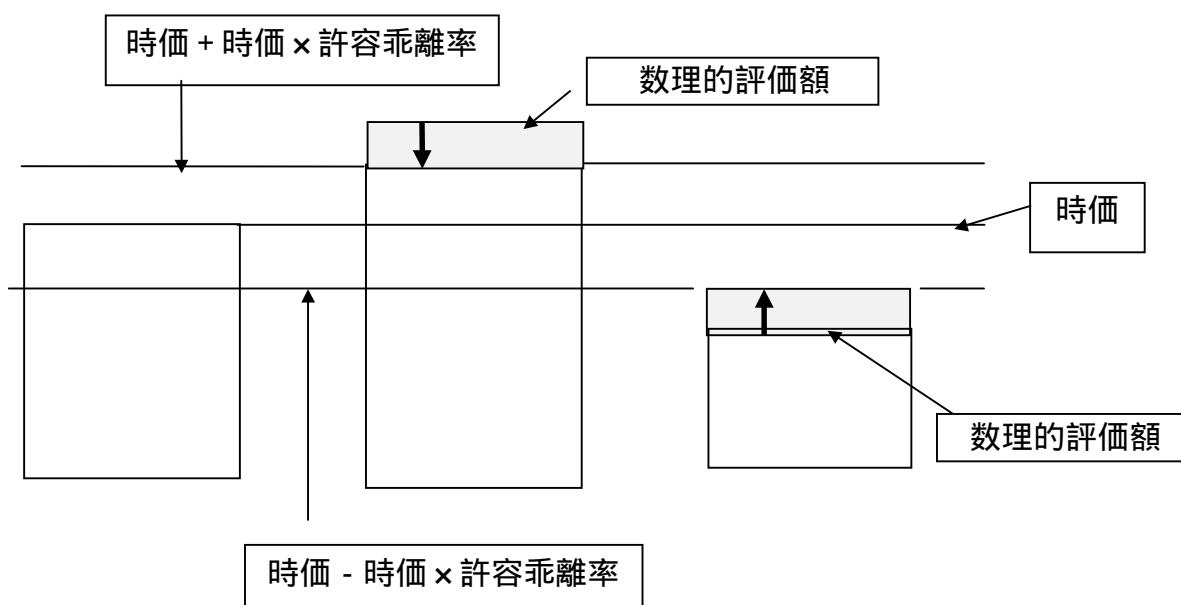
時価との乖離　： 数理的評価額と時価の許容乖離率は、時価の 1 5 % 以内とし基金が選択する。数理的評価額がその許容する幅を超えた場合の評価額は、次の通りとする。


数理的評価額 > 時価 + 時価 × 許容乖離率のとき

評価額 = 時価 + 時価 × 許容乖離率

時価 - 時価 × 許容乖離率 > 数理的評価額のとき

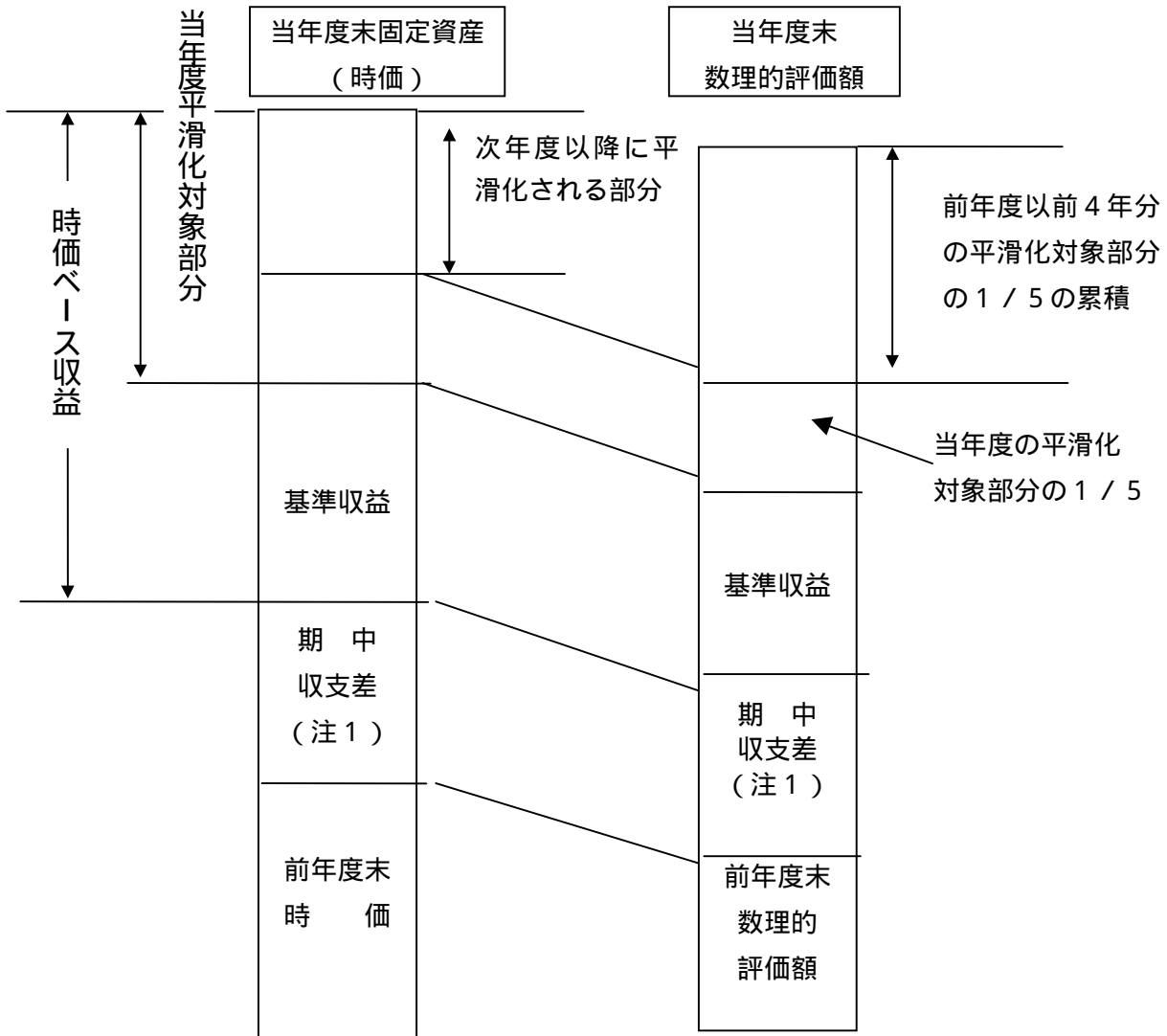
評価額 = 時価 - 時価 × 許容乖離率



 この部分だけ、数理的評価額を修正して、時価に対して許容乖離率の範囲内(1 5 % 以内で設定)の変動に収まるように上図のとおり(太矢印)評価額を調整する。

[数理的評価額算出のイメージ]

数理的評価額の算出方法は、各数理的評価方式共通で次の図のようなイメージとなる。
[平滑化対象部分] = [時価ベース収益] - [基準収益]となる。

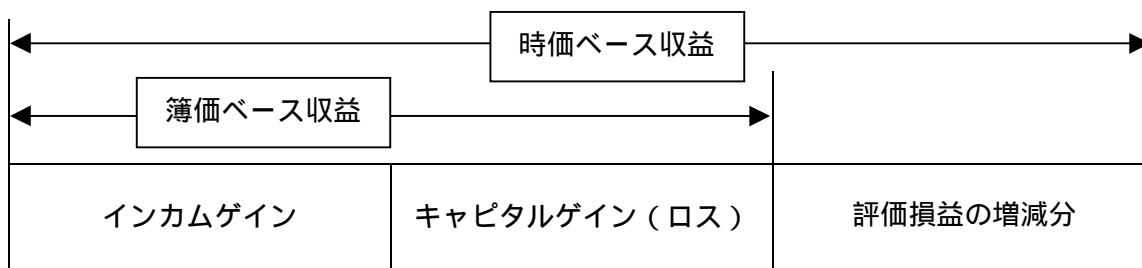


[注1]期中収支差 = 収入 - 支出 (掛金や給付費等のキャッシュフローの差)
前提条件: 平滑化期間は5年

[各数理的評価方式の比較]

数理的評価方式	基準収益	平滑化対象部分 (時価ベース収益 - 基準収益)
時価移動平均方式	インカムゲイン	キャピタルゲイン(ロス) + 評価損益の増減分
	予め基金が定めた場合、0とすることも可能	時価ベース収益
収益差平滑化方式	予定収益(過去の時価ベースの平均利回りを基準として算出)	時価ベース収益と予定収益の差額
評価損益平滑化方式	簿価ベース収益(=実現収益)	評価損益の増減分

[注] 時価ベース収益の内訳



(財政運営上の評価方法の変更)

財政運営上の評価方法は、次のような特別な事情がない限り継続的に使用する。

基金の合併または分割
税制適格年金制度等からの多額な資産の移管
運用基本方針の大幅な変更
その他、資産評価の方法を変更する合理的な理由があるとき

変更する際、その変更理由と、変更の妥当性について、年金数理人の所見を付記することが望ましい。

なお、財政運営上の評価方法を変更したときは、もう一度時価からスタートする。

Q - 3 - 1

「財政運営基準」と各基金が定める「財政運営に関する規程」の関係はどうなっていますか？

- A . 厚生年金基金の財政運営について規制緩和の一環として多くの部分で基金の自主性に任されることとなりました。「財政運営基準」では基金の財政運営の基本的な考え方を定めるにとどめ、具体的な方針は各基金が個々の実情に合わせて主体的に定めることとされました。この財政運営に関する具体的な方針は、基金が財政運営を行っているための基本となるものですから、「財政運営に関する規程」としてあらかじめ定め、基金関係者の合意を得ておく必要があります。

Q - 3 - 2

財政検証はなぜ発生主義で行うのですか？

- A . 財政検証を行う場合、収益と費用をどのように認識するかが第一のポイントになります。たとえば、3月分の年金給付についてみますと、受給の権利は3月に発生していますが、実際の支払いは4月に行われます。このように、収益や費用の発生時点と決裁時点にタイムラグがありますがそれをどのように考えるかということになります。現実の事務処理においては、収益や費用の認識を決裁時点で捉える方が容易ですが、財政状況をより正確に認識するという観点から、財政検証においては発生時点で捉える発生主義が採用されました。

Q - 3 - 3

資産の評価方法をなぜ時価に変更したのですか？

- A . これまでの厚生年金基金の財政検証は、簿価で資産の評価を行ってきました。しかしながら、厚生年金基金では、近年、債券や株式などの有価証券を中心とした市場運用が行われるようになってきており、簿価と時価が乖離しやすくなってきているため、従来の簿価基準では基金財政の客観的な姿が見えにくくなってきています。また、資産運用の面においても、単年度の実現益を求める傾向を生み、長期的な視点に立った効率的な運用を阻害し、ひいては財政の不安定化をもたらす要因ともなっています。このような簿価による資産評価の弊害を避けるため、資産の評価方法が、時価を基準としたものに変更されました。

Q - 3 - 4

財政運営上の資産の評価方法を選択するときの留意点を教えてください。

A . 資産の実勢に即して財政運営を行うのであれば、時価が適当であり、時価の短期的な変動を平滑化することで、資産を時価で評価するときよりも掛金の変動および財政検証時の不足金・剰余金の変動を安定させたい場合は、数理的評価が適当です。なお、数理的評価の方法は3通りあります。

財政運営上の資産評価の選択にあたっての詳細な留意事項は、下記のとおりですが、評価方法の選択にあたっては、基金資産の構成要素の特徴および平滑化の目的に留意して評価方法を決定することが重要です。

(資産の評価方式および数理的評価の特徴と選択にあたっての留意点)

1. 評価方式

以下のように分類されるが、資産の実質価値を年金財政に反映させるという観点から言えば、時価が原則となる。

時価

(特徴) 時価そのものであるため、わかりやすい。

簡明さを選択のポイントとしたい基金への推奨方式

(留意点) 時価が短期間で急激に変動した場合は、財政運営にダイレクトに影響する。

数理的評価

(特徴) 時価の大幅な変動の影響が回避できる。

平滑化を選択のポイントとしたい基金への推奨方式

(留意点) 時価との多少なりの乖離が生ずることを十分認識する必要がある。

例えば、時価では繰上げ計算に該当しないが、数理的評価を採用したことで該当してしまうケースもある。勿論、その逆のケースもある。

低価法

(特徴) **健全性を重視**した財政運営となる。

2. 数理的評価

時価移動平均方式

(特 徴) インカムを基準収益とするため(または基準収益を0とするため)、基準収益が安定しており、評価額も他の方式と比べ安定している。
評価額の滑らかさを選択のポイントとしたい基金への推奨方式

(留意点) 資産の構成要素によって、インカム水準が異なってくるため、インカムによる収益が時価ベース収益を下回る(上回る)状態が続くと、この評価額は時価を下回る(上回る)水準で推移する。

特に、この評価方式の導入当初は、平滑化対象期間のインカムによる収益以外の収益を5分割(平滑化期間が5年の場合)して評価額に反映される。そのため、例えば、平成10年度のインカムによる収益が時価ベース収益を下回る場合は、その差額(プラス)の5分の1(平滑化期間が5年の場合)しか評価額に反映されなく評価額が時価より小さく出る。その逆のケースでは、その差額(マイナス)の5分の1が反映され評価額が大きくなる。

収益差平滑化方式

(特 徴) 基本的には時価ベース収益に基づいて基準収益を決定するため、長期的にみると時価に連動する。ただし、平滑化期間が長いと連動するタイミングがずれる。

時価になるべく連動することを選択のポイントとしたい基金への推奨方式

(留意点) この評価方式の導入当初は、基準収益(時価ベース利回りの平均値)を算定する期間が短いため、時価と連動しやすくなり時価の短期的な変動を受けやすい。

評価損益平滑化方式

(特 徴) 簿価ベース収益を基準収益とするため、従来の簿価基準と比較的近い水準で推移する。

従来の簿価基準になるべく連動することを選択のポイントとしたい基金への推奨方式

- (留意点) a. 評価損益の実現度合によって評価額の変動が起こるため、運用の実現化政策への配慮が必要となる場合がある。
b. 平滑化の対象が時価移動平均方式と異なるが、時価ベース収益の一部の収益を平滑化することは同じなので、時価移動平均方式の留意事項

と同様なことが評価損益平滑化方式にも言える。

[注] 以上挙げた内容は、決して方法の選択を一般論で縛ろうとするものではない。基金の個別特性を加味した選択が結果的に上記内容に合致していないこともありうる。

Q - 3 - 5

数理的評価における時価との許容乖離率の目的は何ですか？

A . 数理的評価は、通常、時価から大きく乖離することはありませんが、時価が短期間のうちに急激に変動した場合などには、時価と数理的評価が一時的に大きく乖離することも有り得ます。このような時には、加入員や受給者の受給権保護の観点から、時価との乖離をある程度の範囲に制限しておく必要があります。この許容限度を許容乖離率といい、短期的に許容される積立不足の割合を考慮して時価の 15%を上限として基金においてあらかじめ定めておくこととされています。

Q - 3 - 6

資産の評価方法を変更する際の手続きを教えてください。

A . 資産の評価方法を変更することができるのは、資産の構成要素に変動が生じることによってそれまでの評価方法による評価額との連続性が失われたり、また資産の構成要素と評価方法との整合性が保たれなくなった場合などとされています。

評価方法を変更した場合、財政計算を伴う場合は財政計算の提出書類において、財政計算を伴わない場合は変更後最初の財政決算の提出書類において、数理書類の中の年金数理人の所見の欄に、変更理由と変更の妥当性について、年金数理人の所見を付記することが望ましいとされています。

なお、評価方法を変更する場合は「財政運営に関する規程」の該当箇所の変更について代議員会の議決を得る必要があります。また、評価方法の変更の適用は代議員会の議決日からとなります。評価方法を変更した時は、代議員会での議決日以降の最初の資産評価はもう一度時価からスタートすることになりますので注意が必要です。

責任準備金（第3 - 4）および財政検証の方法（第3 - 7）

（1）貸借対照表の構成

基金の財政決算では、将来の年金および一時金の給付債務として、**数理債務**を計上することとなっている。数理債務は、総給付現価から**標準掛金収入現価**および政府負担金の現価を控除した額である。数理債務は財政決算日前の加入期間に対応する債務であり、年金資産と**特別掛金収入現価**で賄うべき債務である。このため、貸借対照表においては、負債勘定に数理債務を計上すると同時に、資産勘定に特別掛金収入現価（未償却過去勤務債務残高）を計上することとなっている（平成8年度までの財政決算では、数理債務に相当する額から特別掛金収入現価を控除した額を責任準備金として負債勘定に計上している）。

貸借対照表の構成は次の表のとおりである。

	資産勘定	負債勘定
純資産	流動資産 固定資産	流動負債 支払備金 過剰積立金残高
資産および負債の数理的評価	資産評価調整加算額 未償却過去勤務債務残高	資産評価調整控除額 数理債務
基本金	繰越不足金 当年度不足金	給付改善準備金 繰入準備金 別途積立金 当年度剰余金

（2）未償却過去勤務債務残高の内訳

未償却過去勤務債務残高は、償却を予定しているが財政決算時点では償却未了となっている不足分である。未償却過去勤務債務残高には、基本部分における不足分、加算部分における不足分および評価損の各々の未償却額が含まれるが、このほか、時価基準の導入に伴う経過措置として、償却開始時期の繰延べが認められている**移行調整金残高**も含まれる。

未償却過去勤務債務残高の内訳を示すと次のとおりである。

過去 未償却 勤務債務 残高	特別掛金 収入現価	基本部分 特別掛金収入現価
		加算部分 特別掛金収入現価
		評価損償却掛金収入現価
	移行調整金残高	

(3) 継続基準の財政検証

継続基準の財政検証は、財政運営を継続していく上で年金資産が計画どおりに積み立てられているかを検証するもので、責任準備金と年金資産を対比することにより財政状況の検証を行う。

継続基準の財政検証の具体的な手順は次のとおりである。

ア．責任準備金の算定

責任準備金は、次の計算式により算定される。

$$\begin{aligned} \text{責任準備金} &= \text{数理債務} - \text{未償却過去勤務債務残高} \\ &\quad + \text{資産評価調整控除額} - \text{資産評価調整加算額} \\ &\quad - \text{数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額} \end{aligned}$$

[注] 資産評価調整控除額および資産評価調整加算額について

固定資産の財政運営上の評価額（以下「評価額」という）を時価そのものとしている場合は、資産評価調整控除額および資産評価調整加算額のいずれも発生しない。

評価額を時価そのもの以外としている場合において、評価額が時価を上回る場合の当該上回る額が**資産評価調整加算額**となり、逆の場合の当該下回る額が**資産評価調整控除額**となる（これらの額と責任準備金との関係についてはQ - 3 - 8参照）。

数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額について

実際の掛金徴収は規約上掛金率で行うため、将来の掛金収入に、規約上掛金率と数理上掛金率の差を考慮したものである。この一時金換算額を含めて責任準備金を算定している。

一時金換算額は、規約上掛金 > 数理上掛金のときにプラスとなり、規約上掛金 < 数理上掛金のときにマイナスとなる。プラスとなった場合は責任準備金を小さくする効果、マイナスとなった場合は責任準備金を大きくする効果がある。

上記計算式をもとに、責任準備金の算定の仕組みを図示すると次のとおりである。

ケース 1 (評価額 > 時価、規約上掛金 > 数理上掛金)

責任準備金	数理債務
未償却過去勤務債務残高	
資産評価調整加算額	
一時金換算額	

ケース 2 (評価額 > 時価、規約上掛金 < 数理上掛金)

責任準備金	数理債務
未償却過去勤務債務残高	一時金換算額
資産評価調整加算額	

ケース 3 (評価額 < 時価、規約上掛金 > 数理上掛金)

責任準備金	数理債務
未償却過去勤務債務残高	資産評価調整控除額
一時金換算額	

マイナスの符
号を考慮する
前の数値

ケース 4 (評価額 < 時価、規約上掛金 < 数理上掛金)

責任準備金	数理債務
未償却過去勤務債務残高	一時金換算額
	資産評価調整控除額

イ．純資産額の算定

純資産額は、次の計算式により算定される。

$$\text{純資産額} = \text{流動資産} + \text{固定資産} \\ - \text{流動負債} - \text{支払備金} - \text{過剰積立金残高}$$

これを図示すると次のとおりである。

流動資産	流動負債
	支払備金
固定資産	過剰積立金残高
	純資産額

ウ．許容繰越不足金の算定

継続基準による財政検証の結果、不足金が発生している場合には変更計算を行う必要がある。ただし、不足金が財政の健全性の観点から支障のない範囲内である場合には、変更計算を留保することもできる。

財政の健全性の観点から支障がないと判断される不足金の限度額を**許容繰越不足金**といい、次の計算式により算定される。

$$\text{許容繰越不足金} = \text{標準給与総額} \times 20 \text{年の確定年金現価率} \\ \times \text{許容繰越不足金を算出するための率}$$

[注1] 標準給与総額 = 3月の標準給与月額 × 12

[注2] 許容繰越不足金を算出するための率は、

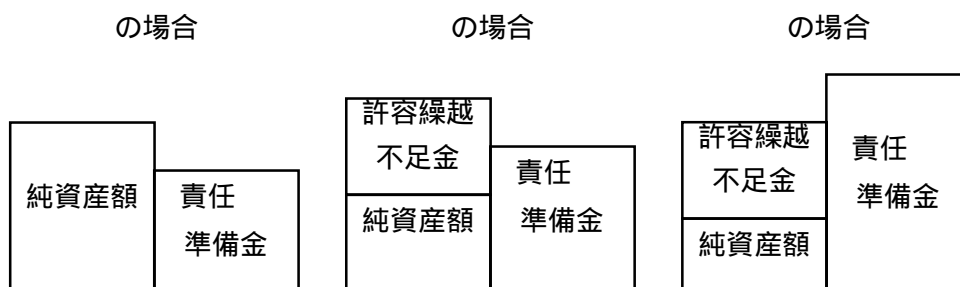
$5 / 1000 \times (100 + \text{準実額のプラスアルファ}) / 130$ の範囲内で、各基金が決定する。

エ．継続基準の財政検証と不足金の扱い

検証結果と不足金の扱いについてまとめると次の表のとおりである。

検証結果	不足金の扱い
純資産額 ≥ 責任準備金 (純資産額 / 責任準備金 ≥ 1)	-
純資産額 ≥ 責任準備金 - 許容繰越不足金 ((純資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金 ≥ 1)	基金の判断により、不足金の解消(変更計算)を留保することができる。
純資産額 < 責任準備金 - 許容繰越不足金 ((純資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金 < 1)	不足金の解消(変更計算)をする必要がある。

【参考】



Q - 3 - 7

財政決算における貸借対照表に未償却過去勤務債務残高を計上していますが、平成 8 年度までの財政決算では計上していません。どのように変わったのか教えてください。

A . 平成 8 年度までの財政決算では、給付現価から標準掛金収入現価を控除し、さらに特別掛金収入現価（未償却過去勤務債務残高）を控除した額を責任準備金（平成 8 年度までの基準による）として負債勘定に計上しています。一方、平成 9 年度以降の財政決算では、給付現価から標準掛金収入現価を控除した額を数理債務として負債勘定に計上すると同時に、資産勘定に特別掛金収入現価を計上しています。

このように計上方法は変化していますが、剰余金や不足金の評価には影響がありません。

貸借対照表への計上方法の変化を図示すると次のとおりとなります。

平成 8 年度までの貸借対照表

	(資産勘定)	(負債勘定)	
計上されない	(標準掛金収入現価)		給付現価
	(特別掛金収入現価)		
	年金資産	責任準備金	

平成 9 年度以降の貸借対照表

	(資産勘定)	(負債勘定)	
計上されない	(標準掛金収入現価)		給付現価
	特別掛金収入現価		
	年金資産	数理債務	

Q - 3 - 8

新財政運営基準では従来に比較し、責任準備金の算定方法が複雑になっているように思えます。なぜこのようになったのですか？

A . 新基準の責任準備金の算定式は、

$$\begin{aligned} \text{新基準の責任準備金} &= \text{数理債務} - \text{未償却過去勤務債務残高} \\ &\quad + \text{資産評価調整控除額} - \text{資産評価調整加算額} \\ &\quad - \text{数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額} \end{aligned}$$

となっています。一方、旧基準の責任準備金を数理債務を用いて表すと、
旧基準の責任準備金 = 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高
と考えることができます。

したがって、新基準の責任準備金を算定するに当たり、
資産評価調整控除額（加算額）で調整するのはなぜか
数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額で調整するのはなぜか
ということについて、考えてみることにします。

について

新財政運営基準では、財政決算で「資産」と「債務」を比較する際に、
「資産」 数理的評価額
「債務」 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高
として、これらを比較していると考えられます。
このことを言い換えていくと、

「数理的評価額」と

「数理債務 - 未償却過去勤務債務残高」の比較



「時価 + 資産評価調整加算額 - 資産評価調整控除額」と

「数理債務 - 未償却過去勤務債務残高」の比較



「時価」と

「数理債務 - 未償却過去勤務債務残高 - 資産評価調整加算額 + 資産
評価調整控除額」の比較

となるため、結局、新財政運営基準では財政決算で、「時価評価した資産額」が「数理債務 - 未償却過去勤務債務残高 - 資産評価調整加算額 + 資産評価調整控除額」を上回っているかどうかを検証しているといえます。

ところで、厚生年金基金令第 39 条の 2 によると、「年金給付等積立金の額（時価評価した資産額と考えられます）は、責任準備金以上でなければならない」とされています。このようなことから、責任準備金を新たに「数理債務 - 未償却過去勤務債務残高 - 資産評価調整加算額 + 資産評価調整控除額」と定義し、これと時価評価した資産額を比較することで継続基準の財政検証を行うこととされました。

について

継続基準の財政検証の目的は、不足金を解消する変更計算事由に該当するかどうかを検証することです。平成 8 年度までは、不足金を解消する「繰上計算」に該当するかどうかを検証する際に、不足金より「数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額」を控除して評価してもよいとされていたことから、新財政運営基準における継続基準の財政検証でも同様の効果をねらい、責任準備金を算定する際に「数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額」を控除することとされました。

Q - 3 - 9

未償却過去勤務債務残高は財政上の積立不足とされていますが、貸借対照表上の不足金とどのように異なるのですか。また、未償却過去勤務債務残高のことをなぜ、特別掛金収入現価と言うのですか？

A . 貸借対照表上の基本金である不足金も未償却過去勤務債務残高も数理債務に対する積立不足という意味では同様の性格を有しています。両者の違いは償却予定の有無にあるといえます。すなわち、前者は償却が予定されていない不足分であるのに対し、後者は特別掛金によって一定期間での償却が予定されています（移行調整金残高を除く）。

次に、表現方法についてですが、「未償却過去勤務債務残高」は、計算基準日以前の過去の期間で発生した不足分〔注〕であるということに視点を置いた表現といえます。一方、未償却過去勤務債務残高をもとに特別掛金が設定され、これをもとに償却されることとなっており、特別掛金の収入が見込まれる将来の期間に視点を置いた場合は「特別掛金収入現価」という表現もまた妥当と考えられます。

〔注〕現実には、必ずしも過去の期間で発生したとは言えないものも含まれている。

Q - 3 - 10

「許容繰越不足金を算出するための率」について詳しく教えてください。

A . 許容繰越不足金を算出するための率の上限は、準実額のプラスアルファを算出したときに、次の計算式により算出されます。

$$5 / 1000 \times (100 + \text{準実額のプラスアルファ}) / 130$$

上記計算式の中で、準実額のプラスアルファ以外は全基金共通に使用する数値ですので、この結果は各基金の準実額のプラスアルファの大きさに応じて算出されることになります。

なお、P . 17 (3) ウで説明しましたように許容繰越不足金は標準給与総額を用いて算定するため、許容繰越不足金を算出するための率は、おおむね「継続基準の財政検証の結果、変更計算を行う必要が生じ、不足金を 20 年で償却することとした場合の基本部分掛金率の上昇幅」と考えることができます。例えば、準実額のプラスアルファが 30% の場合、許容繰越不足金を算出するための率は 5% となりますが、これは、不足金を 20 年で償却することとした場合の基本部分掛金率の上昇幅が 5% 程度であることを示しています（実際には、加算部分掛金率を上昇させて対応する場合もあります）。

Q - 3 - 1 1

継続基準の財政検証の結果、純資産額は、責任準備金を下回っていますが、責任準備金から許容繰越不足金を控除した額を上回ったため、変更計算を留保したいと思います。この場合、どのようなことに留意すべきですか？

A . 変更計算を行ったとした場合に必要となる掛金の上昇幅について、おおむね把握しておく必要があります。また、次回以降の財政検証で、純資産額が責任準備金から許容繰越不足金を控除した額を下回った場合や次回財政再計算で不足金を有している場合には、不足金を解消する必要があることにも留意が必要です。

Q - 3 - 1 2

継続基準の財政検証の結果、純資産額が責任準備金を下回ったため、変更計算を行いたいと考えています。この場合、変更計算により解消する額は、純資産額が責任準備金を下回った額ですか？

A . 変更計算により解消する額は、あくまでも繰越不足金です。なお、「繰越不足金」と「純資産額が責任準備金を下回った額」の違いは次のとおりです。

定義により、

$$\begin{aligned} \text{純資産額} &= \text{固定資産} + \text{流動資産} - \text{流動負債} \\ &\quad - \text{支払備金} - \text{過剰積立金残高} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{責任準備金} &= \text{数理債務} - \text{未償却過去勤務債務残高} \\ &\quad + \text{資産評価調整控除額} - \text{資産評価調整加算額} \\ &\quad - \text{数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額} \end{aligned}$$

したがって、

$$\begin{aligned} &\text{純資産額が責任準備金を下回った額} \\ &= \text{責任準備金} - \text{純資産額} \\ &= (\text{流動負債} + \text{支払備金} + \text{過剰積立金残高} + \text{資産評価調整控除額} \\ &\quad + \text{数理債務}) \\ &\quad - (\text{流動資産} + \text{固定資産} + \text{資産評価調整加算額} \\ &\quad + \text{未償却過去勤務債務残高}) \\ &\quad - \boxed{\text{数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額}} \end{aligned}$$

一方、繰越不足金は貸借対照表の構成により、

繰越不足金

$$\begin{aligned} &= (\text{流動負債} + \text{支払備金} + \text{過剰積立金残高} + \text{資産評価調整控除額} \\ &\quad + \text{数理債務}) \\ &\quad - (\text{流動資産} + \text{固定資産} + \text{資産評価調整加算額} \\ &\quad + \text{未償却過去勤務債務残高}) \\ &\quad + \boxed{\text{給付改善準備金} + \text{繰入準備金}} \end{aligned}$$

以上から、の方がよりも、

$$\begin{aligned} &\text{「給付改善準備金} + \text{繰入準備金} \\ &\quad + \text{数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額」} \end{aligned}$$

に相当する額だけ大きくなります。(数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額がマイナスの場合には小さくなることもあります。)

最低積立基準額(第3 6)

財政検証は、基金が今後も継続していくという観点(継続基準)と解散した場合に加入員や受給者の受給権が確保されているかどうかという観点(非継続基準)の2つの観点から行うこととなる。

最低積立基準額は、非継続基準の財政検証を行なう上で、現在までに発生しているとみなされる給付(最低保全給付)を実勢の割引率等に基づいて債務評価した額を言う。

【参考】

継続基準の財政検証は

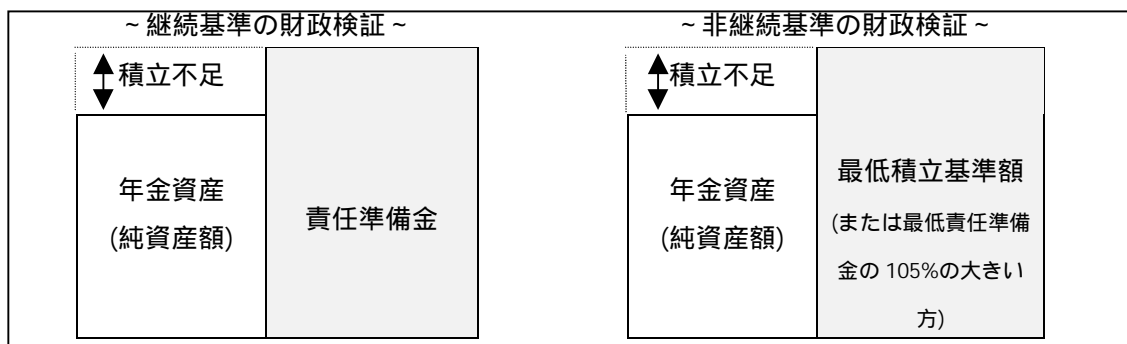
財政運営を継続する上で年金資産が計画どおりに積み立てられているかを検証するもの。

具体的には、責任準備金と年金資産(純資産額)とを対比することにより財政状況の検証を行い、積立不足であれば、基金が存続することを前提に掛金を一定期間拋出して償却する必要がある。

非継続基準の財政検証は

基金が解散した場合に加入員や受給者に対して保全すべき給付債務について、これに見合う年金資産が確保されているかを検証するもの。

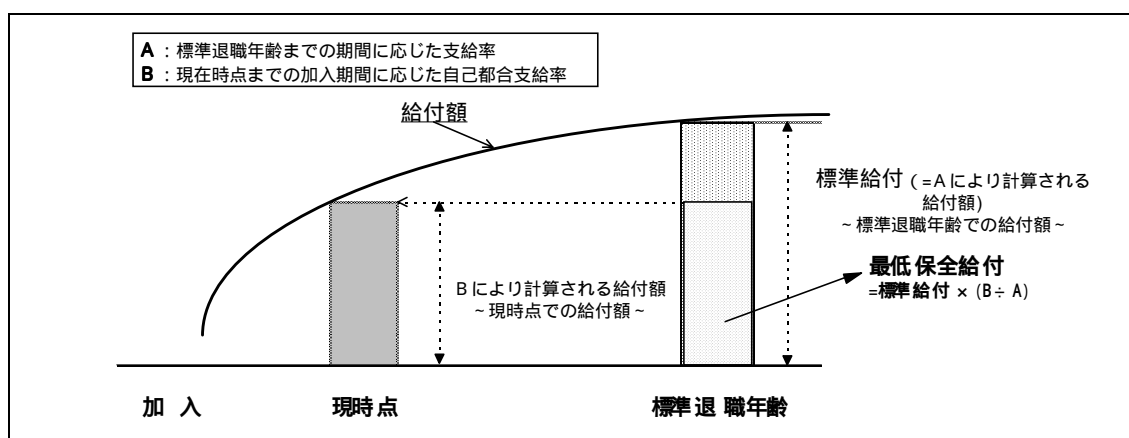
具体的には、上記の最低積立基準額(平成13年度まではこの90%相当額)または最低責任準備金の105%のいずれか大きい方と年金資産(純資産額)とを対比することにより財政状況の検証を行う。



(1) 最低保全給付について

加入員

加入員に係る**最低保全給付**とは、**標準退職年齢**で退職した場合の給付額（給与は現時点のもので算出）のうち現時点までの期間に応じたものを指し、具体的には下図のイメージである。



すなわち、最低保全給付は、「現時点で自己都合により退職した場合の給付額」をイメージすることになる。（ただし、標準退職年齢で退職した場合の給付額に据置乗率がかかる場合は、その乗率が更に反映されることになる。）

なお、最低保全給付は、現時点で取得している受給資格に応じて、

- ・年金の場合 年金額として、
- ・一時金の場合 一時金額（標準退職年齢で年金の受給資格を満たす場合は年金額）として、
- ・受給資格を一切取得していない場合 「0」として、

算定される。

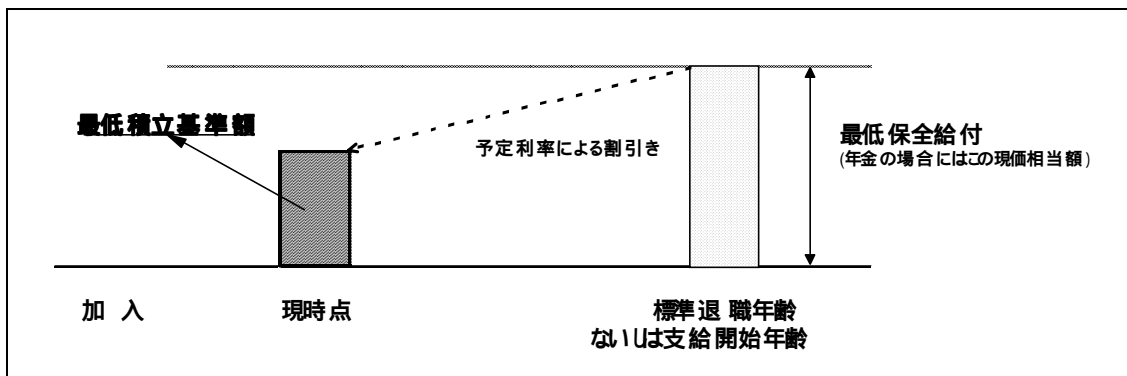
年金受給権者

現に支給を受けている年金額または現時点の基金規約に基づく年金額

なお、加入員である者については、給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合あるいは給付改善した場合において、各々に対応する過去勤務債務のうち未償却分が存在する場合には、その未償却分に相当する給付を控除することもできる。（この場合は規約に明定する必要がある。）

(2) 最低積立基準額について

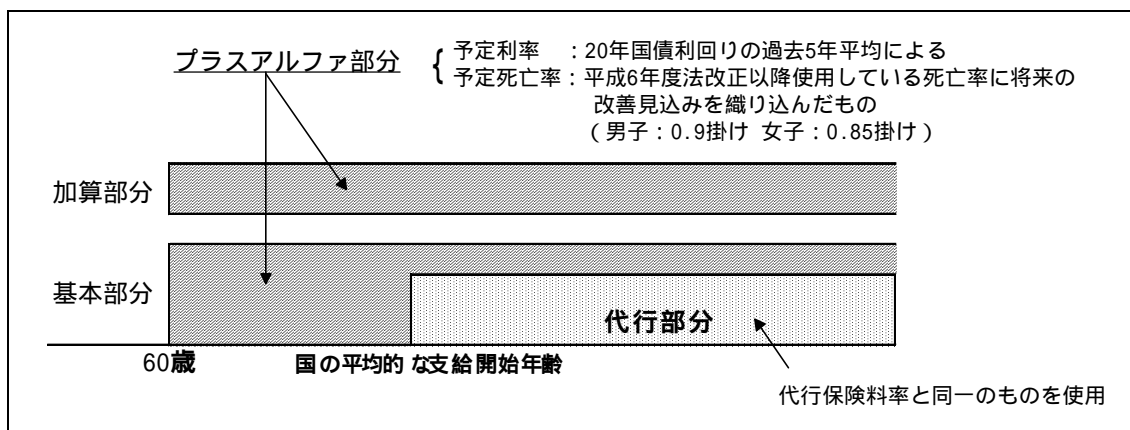
最低積立基準額は、標準退職年齢時点における最低保全給付（年金の場合にはこの現価相当額）を、厚生省告示で定める全基金一律の予定利率(注)を用いて現時点まで割引いたものである。具体的には下図のイメージである。



(注) 最低積立基準額の算定に用いる予定利率 予定死亡率について

新財政運営基準の下では、掛金の算定に使用する予定利率、予定死亡率については基金毎に定められることに対して、最低積立基準額の算定に当たっては、これが各基金の財政状況を客観的に把握するための指標であることから、全基金が共通のものを使用する取扱いとされている。

具体的には、厚生年金本体との関連がある「代行部分」と、基金独自の「プラスアルファ部分」とで使用するものが異なる取扱いであり、毎年度一定時期（適用前年度の1月頃）に告示される。



従って、最低積立基準額の計算に当たっては、代行部分とプラスアルファ部分を別個に行う必要がある。即ち、次の合計額を以って最低積立基準額とする。

- 〔 プラスアルファ部分 〕 最低保全給付（代行部分を除く）の現価相当額
- 〔 代行部分 〕 最低責任準備金

(3) 最低保全給付および最低積立基準額の具体例

前提(基金の給付設計等)

(基本部分)

- ・ 年金額 = 平均標準報酬月額 × 7.6 / 1000 × 加入月数
- ・ 60歳支給開始終身年金

(加算部分)

加入期間 10年以上...加算年金

- ・ 加算年金額 = 加算給与月額 × 支給乗率 × 据置乗率
- ・ 60歳支給開始 15年保証期間付終身年金
- 支給乗率 : 10年...0.4, 20年...1.0, 30年...1.8, 40年...2.5

加入期間 10年未満...一時金

- ・ 一時金額 = 加算給与月額 × 支給乗率

標準退職年齢 : 60歳

A 氏の設定

現在年齢	: 40 歳 (男子)
加入期間	: 20 年
平均標準報酬月額	: 300,000 円
加算給与月額	: 200,000 円

最低保全給付の計算例

(基本部分)

標準給付

60 歳まで勤務して退職した場合に支給されることとなる基本年金であることから、予定加入期間 40 年 (480 月)、平均標準報酬月額 300,000 円として算定した「年額 109 万円の終身年金」が標準給付となる。

$$109 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円} \times 7.6 / 1000 \times 480 \text{ 月}$$

按分率

年金の支給乗率が加入期間に比例する給付設計であることから、按分率はこれまでの加入期間 (20 年) の 60 歳まで勤務した時の予定加入期間 (40 年) に対する比率 (0.50) となる。

$$0.50 = 20 \text{ 年} / 40 \text{ 年}$$

最低保全給付

標準給付に按分率を乗じたものであり、60 歳から支給される「年額 55 万円の終身年金」が最低保全給付となる。

$$55 \text{ 万円} = 109 \text{ 万円} \times 0.5$$

(加算部分)

標準給付

60 歳まで勤務して退職した場合に支給されることとなる加算年金であることから、予定加入期間 40 年、加算給与月額 200,000 円として算定した「年額 50 万円の 15 年保証期間付終身年金」が標準給付となる。

$$50 \text{ 万円} = 20 \text{ 万円} \times 2.5 \times 1 \text{ (据置乗率)}$$

按分率

加入期間別に定められた支給乗率の比率 (0.4) となる。

$$0.40 = 1.0 / 2.5$$

最低保全給付

標準給付に按分率を乗じたものであり、60歳から支給される「年額20万円の15年保証期間付終身年金」が最低保全給付となる。

$$20 \text{ 万円} = 50 \text{ 万円} \times 0.4$$

最低積立基準額の計算例

(ア) 最低責任準備金

A氏の代行年金額は54万円であり、これに最低責任準備金現価率(厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法を定める件)を乗じた177万円が最低責任準備金となる。

$$54 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円} \times 7.5 / 1000 \times 240 \text{ 月}$$

$$177 \text{ 万円} = 54 \text{ 万円} \times 3.2818$$

(イ) 最低保全給付の基本年金部分から代行年金を控除した給付

基本年金全体の給付現価

最低保全給付の基本年金部分55万円に、告示(平成9年厚生省告示)に示されている割引率と予定死亡率に基づいて算定した終身年金の年金現価率(4.7882)を乗じた263万円

$$263 \text{ 万円} = 55 \text{ 万円} \times 4.7882$$

代行年金の給付現価

最低保全給付の代行年金部分54万円に、告示(平成9年厚生省告示)に示されている割引率と予定死亡率に基づいて算定した終身年金の年金現価率(4.7882)および支給開始年齢調整のための係数(0.875)を乗じた226万円

$$226 \text{ 万円} = 54 \text{ 万円} \times 4.7882 \times 0.875$$

最低保全給付の基本年金部分から代行年金部分を控除した給付の給付現価

から を控除した37万円

$$37 \text{ 万円} = 263 \text{ 万円} - 226 \text{ 万円}$$

(ウ) 最低保全給付の加算年金部分

最低保全給付の加算年金部分20万円に、告示(平成9年厚生省告示)に示されている割引率と予定死亡率に基づいて算定した15年保証期間付終身年金の年金現価率(5.4151)を乗じた108万円

$$108 \text{ 万円} = 20 \text{ 万円} \times 5.4151$$

(エ) 最低積立基準額

最低積立基準額は、上記(ア)(イ)(ウ)の合計額である322万円となる。

$$322 \text{ 万円} = 177 \text{ 万円} + 37 \text{ 万円} + 108 \text{ 万円}$$

Q 3 1 3

最低積立基準額の算定に用いる予定利率はどのように決まっているのですか？

A . 最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、厚生省告示に基づき設定されています。

なお、当利率の設定に当たっては、短期的な利率の変動を避けるという点を考慮し、20年国債の直近5年の応募者利回りの平均を0.25%単位で丸めたものを用いることとされています。

(参考) 平成9年度 4.75%

平成10年度 4.00%

Q 3 1 4

最低保全給付において、例えば加算部分で退職時から支給開始年齢までの期間に応じて年金額に据置乗率を乗じる給付設計の場合はどう算定されますか？

A . 据置乗率を乗じない給付設計となっている基本部分と対比すると、標準給付（標準退職年齢で退職した場合の給付額）の算定方法が異なります。

すなわち、据置乗率のある場合の標準給付の算定は、標準退職年齢までの期間に応じた支給乗率に標準退職年齢から支給開始年齢までの期間に応じた据置乗率を乗じて算定します。

最低保全給付はこれに支給乗率比を乗じて算定することになるため、結果的には当据置乗率が算定結果に影響を及ぼすことになります。

従って、据置乗率のある給付設計の場合は、（据置乗率の無い給付設計と比較すると）標準退職年齢をどう設定するかによって最低保全給付の算定結果に大きな影響を及ぼすことになります。

Q

3 15

標準的な退職年齢は、どのような考え方に基づき決定すべきなのか？

A . 基本的に、標準退職年齢は基金加入員の退職状況に応じて個々に定めることとなっています。

標準退職年齢は、最低保全給付を算定する上で重要な要素となるため、合理的に定める必要があり、むやみに変更が行われることが無いようにしなければなりません。

ちなみに、標準退職年齢の設定方法についての例を示すと以下のとおりとなります。

母体企業に定年制がある場合、その定年年齢とする。

なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去3ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年齢もしくは基金の支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。

次の算式で計算される年齢とする。

$$60 + \left(\sum_{x=61}^{\omega} L_x \right) / L_{60}$$

L_x : 予定脱退率から得られる x 歳の予定残存者数

その他合理的な理由が存在する年齢とする。

(注)・加算部分については、退職年齢を加算適用の終了年齢とみなして判断することが必要です。
(ただし、加算適用終了以降、基金の加入員であるか否かにより据置率の掛かり方が異なる場合等については、その影響に配慮する必要があります)

・ 示す「合理的な理由」とは、例えば過去3年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる場合等が考えられます。

Q

3 1 6

最低積立基準額と数理債務はどのような点で異なるのですか？

A . 大きくは、以下の2点が挙げられます。

算定の考え方（方法）の違い

算定に使用する予定利率及び予定死亡率の違い

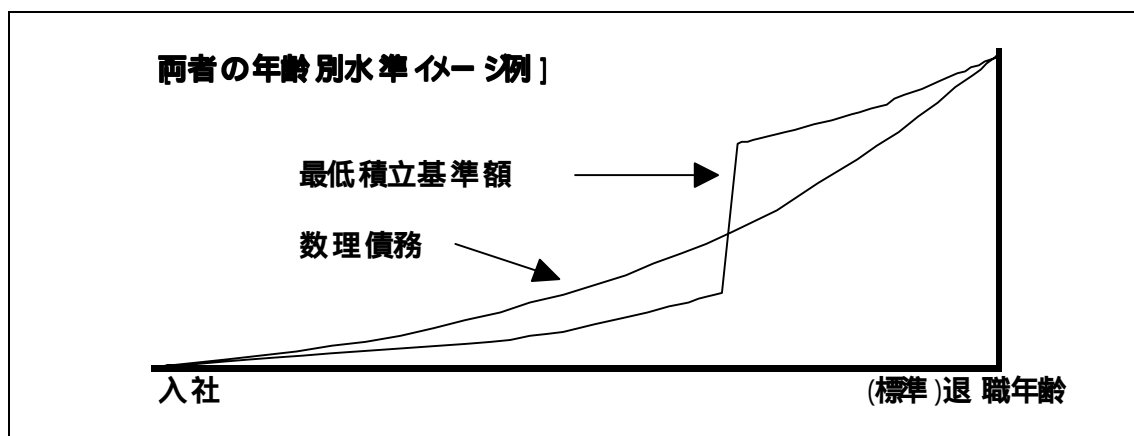
について

最低積立基準額は標準給付に按分率（基本的に支給率比）を乗じて算出した最低保全給付を現時点まで割り引いたものであるため、この按分率に従うと加入期間に応じた支給カーブの形が当基準額に大きな影響を及ぼすこととなります。従って、当基準額は必ずしも加入期間に応じた滑らかさが実現するとは限りません。

例えば、勤続年数の短い加入員には給付が発生しない（支給率がゼロ）制度では、当加入員にかかる最低積立基準額がゼロになるといった場合が一例として該当します。

一方、数理債務は「給付現価 標準掛金収入現価」として算定されるため、標準的な加入員であれば加入時の数理債務はゼロですが、以降は加入期間に応じて滑らかに増加していくこととなります。

従って、最低積立基準額と数理債務は、ともに個々の加入員および受給権者の積み上げで算定されるものでありますが、上記のとおり個々の加入員について算定額に格差があるため、両者の水準は必ずしも一致するものではありません。



(その他、最低積立基準額は非継続基準の観点で将来の予定脱退率、予定昇給率等を見込まずに算定していることに対して、数理債務は継続基準の観点で将来の予定脱退率、予定昇給率等を見込んで算定していることの違い等もあります。)

について

算定に使用する予定利率及び予定死亡率は、

最低積立基準額...厚生省告示に基づき一律に定められている。

(ただし、代行部分は代行保険料率と同一のものをを用いる。)

数理債務 ...基金毎に定める。

となっているため、この予定利率及び予定死亡率の格差によっても両者の水準に格差を生じさせています。

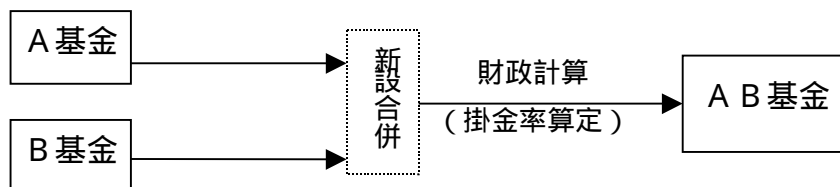
財政計算（第4）

基金はそれぞれの制度において約束された給付を確実に履行されることを前提に、長期的には予定される掛金収入、運用収益と給付支払いとを均衡させるような事前積立による財政運営を行うこととなっている。このために、いろいろな計算基礎率を用いて財政の均衡を保つ掛金を設定することが極めて重要となる。財政計算は、「財政検証による基金の財政状況、設立母体の状況、経済・金融情勢等の変動を適宜反映したものとするため、計算基礎率等の見直し等を通じて掛金率を設定し、年金財政計画を策定するために実施されるもの」として位置付けられている。

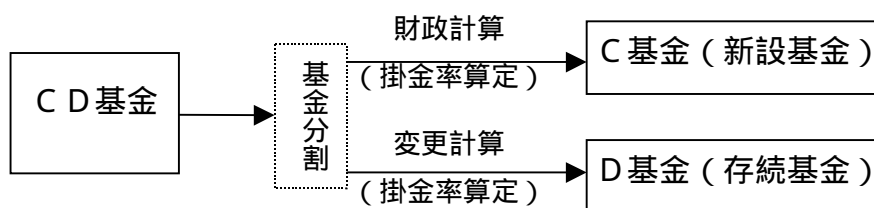
財政計算を行うべき場合（第4 - 1）

財政計算を行うべきケースは大きく分けて以下の3つの場合がある。

- (1) 基金設立時等
 - (2) 財政再計算
 - (3) 変更計算
- (1) 基金設立時等の財政計算には次の3つ場合がある。
 - a. 基金を新規に設立する場合
 - b. 基金の合併により新たに基金を設立する場合（新設合併）



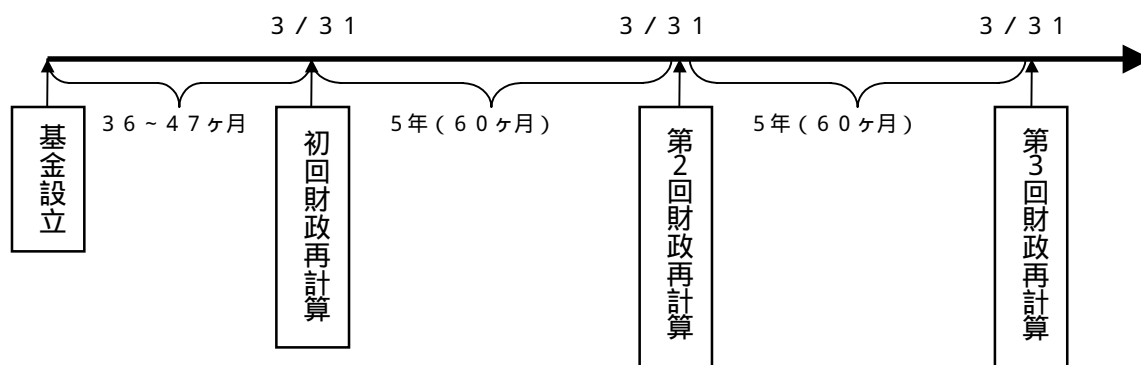
- c. 基金の分割により新たに基金を設立する場合



[注]・A基金がB基金を吸収する吸収合併により（B基金が消滅し）A基金が存続する場合の合併後のA基金の掛金率算定、あるいは、C D基金が分割し、存続するD基金の掛金率算定は変更計算に該当する。

- (2) 財政再計算
 - (1) による基金設立後36ヶ月経過直後の事業年度末、および、初回再計算後5年毎の事業年度末（3月31日）に、直近の計算基礎率の動向を反映させ、将来に向けて

の財政運営を見直すための掛金率の再算定を行うことを財政再計算という。



(3) **変更計算**とは制度内容の変更や財政の健全化等、現在の掛金率、財政計画を見直し、改めて財政運営の均衡を保つことができるような掛金率の設定を行うことをいう。具体的には次の9つの場合がある。

この場合、必ずしも計算基礎率の見直しを行わず、現行基礎率をそのまま用いることができる。ただし、基礎率に明らかな変動がある、あるいは制度の変更内容が現行基礎率を用いることで財政上不健全化する場合には基礎率の見直しを行うこととなる。

ア．給付の変更（給付増額、給付減額等）

（基礎率は、通常見直さない。）

イ．給与規定の変更（給付算定用または掛金算定用給与の変更）

（昇給指数の変更を行う場合がある。）

ウ．定年延長

（最終年齢を変更して、脱退率が若干修正される場合が多い。）

エ．加入員の大幅（直前財政計算から20%以上）変動

（基礎率は、全て見直しの対象となる。）

オ．責任準備金の確保（許容繰越不足金限度に変更計算を留保）

（基礎率の見直しは伴わない。）

カ．最低積立基準額および最低責任準備金（105%）の確保

（基礎率の見直しは伴わない。）

キ．掛金に係る規約の変更

（基礎率の見直しは伴わない。）

ク．合併および分割

（基礎率は原則として見直されることとなる。）

ケ．特例掛金に係る規約の変更

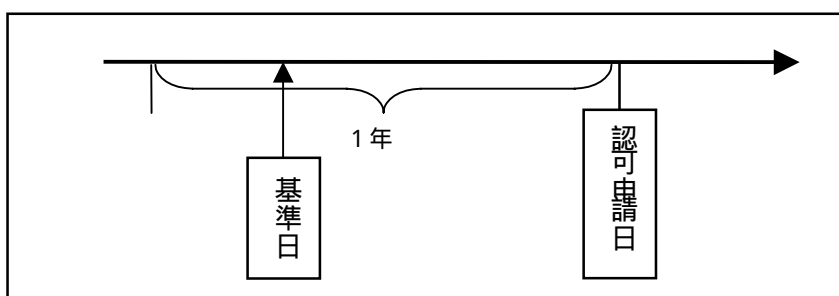
（基礎率の見直しは伴わない。）

基準日（第4 - 2）

基金が財政計算を行うにあたり、加入員や受給権者を確定し、給付支払や掛金給付の予測を行い、あるいは計算基礎率を算定するための基礎データを収集するための基準となる日を設定する必要がある。この基準となる日を計算基準日という。

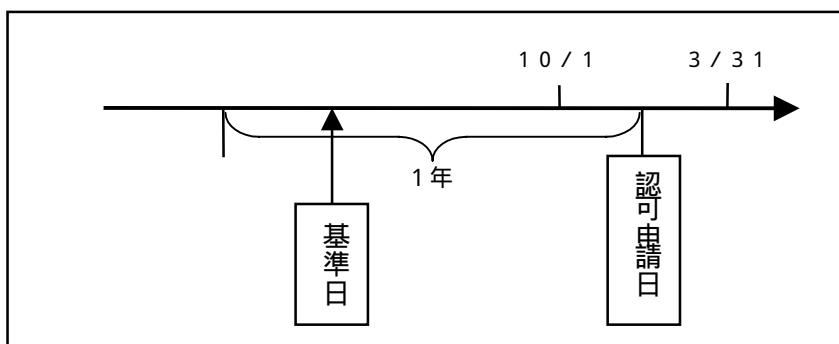
将来の財政状況をより正確に推算するには、でき得る限り直近の日を選択することが望ましいが、実務的な観点も考慮し、基準日としては一定の範囲内で設定できるものとしている。

基金の新規設立；認可申請日の1年前までの任意の日

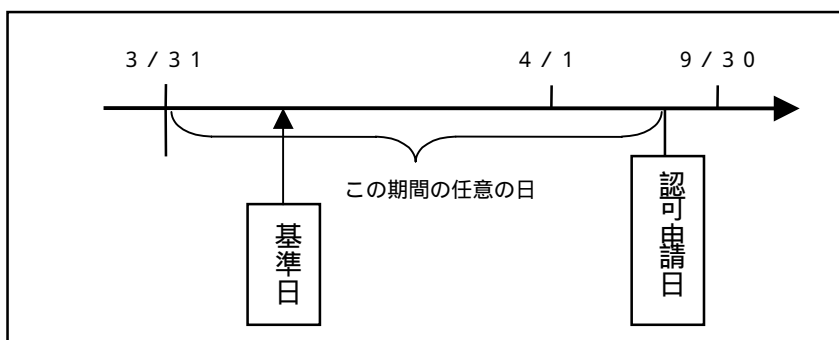


給付の変更、掛金に係る規約の変更

a．認可申請日が10月から3月までの場合；1年以内の任意の日

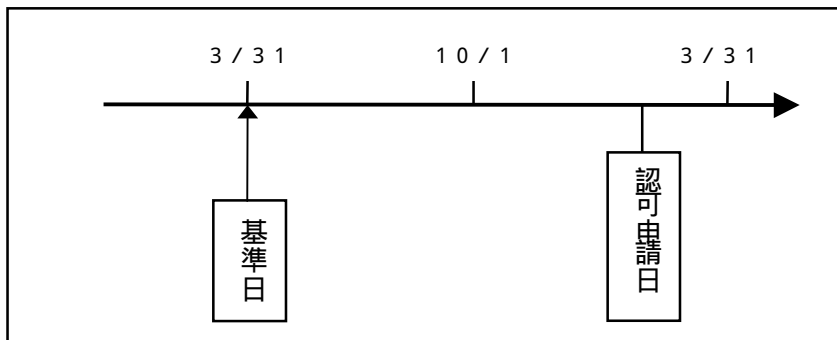


b．認可申請日が4月から9月までの場合；前々事業年度末日以降の任意の日

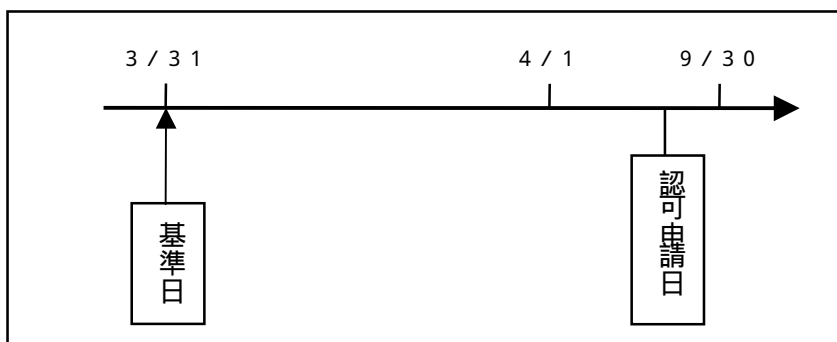


基金の合併（新設合併、吸収合併）、分割（分割後存続、分割後新設）

a．認可申請日が10月から3月までの場合；認可申請日の直近の事業年度末



b．認可申請日が4月から9月までの場合；前々事業年度末日



財政再計算、責任準備金の確保、最低積立基準額および最低責任準備金の確保
；該当した事業年度の末日（3月31日）

給与規定の変更、定年延長、加入員数の大幅変動
；該当した月の末日

[注]・定年延長および加入員数の変動で代行保険料率の算定を伴わない場合、給与規定の変更の場合には、の方法により基準日を設定することができる。

掛金の算定方法（第4 - 3）

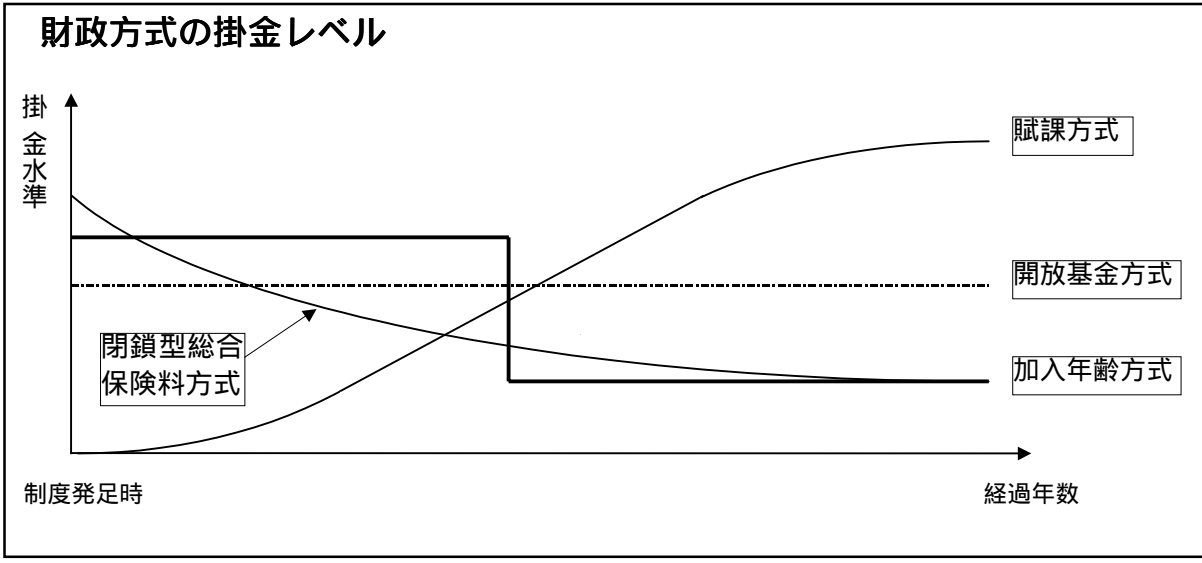
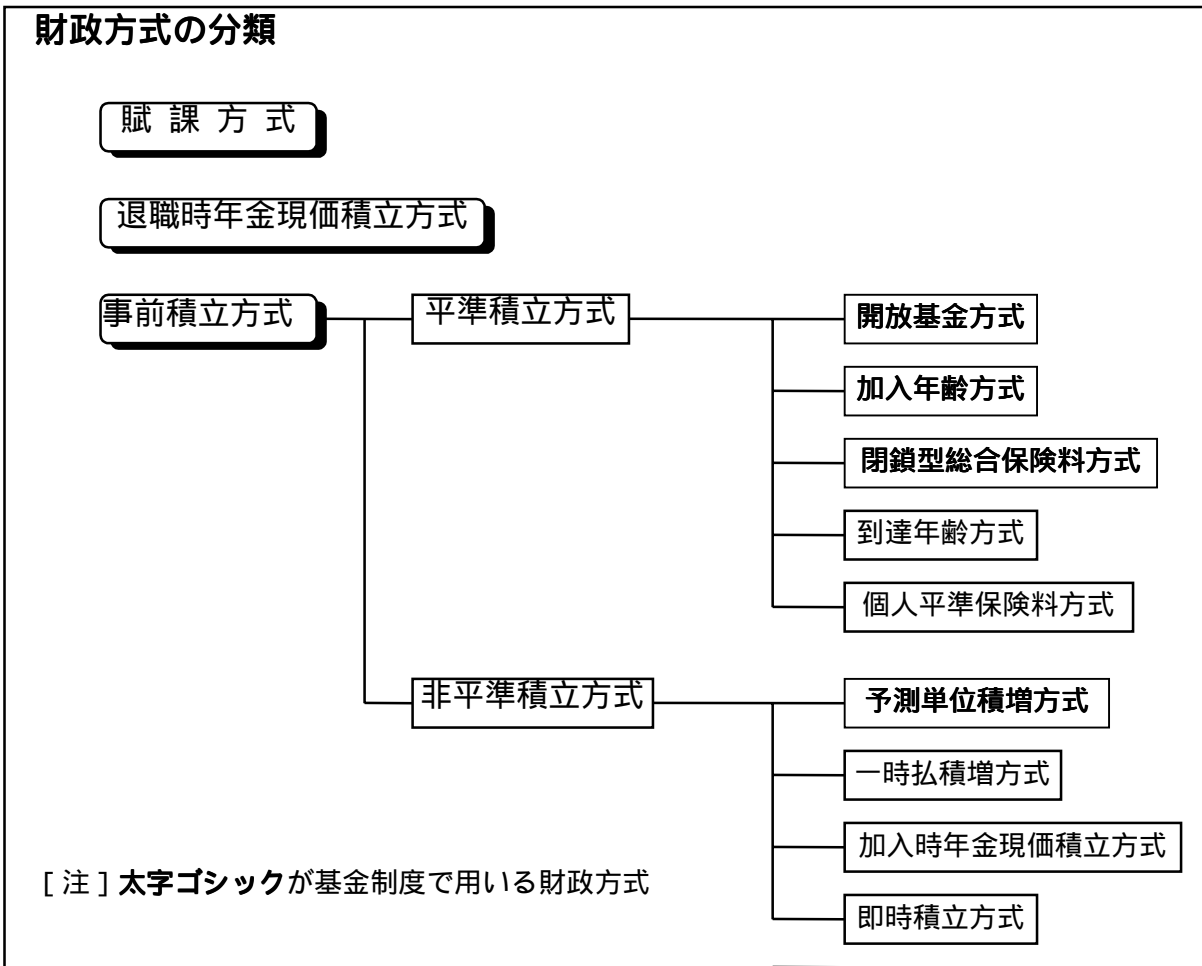
財政方式（第4 - 3 - （1））

年金制度において、長期的に安定した財政運営を行っていくために、掛金の拠出計画など財政計画を策定する必要があるが、掛金の調達方法（計画）を財政方式という。

財政方式には、大きく分けて給付支払いの都度その費用を掛金として徴収する賦課方式と将来の給付支払いの変動要因を計算基礎率として設定し、将来の給付支払いに備え積立金を準備する事前積立方式があり、基金においては、少なくとも予定利率、

予定死亡率、予定脱退率および予定昇給指数を算定の基礎率として用い、原則として平準的な掛金設定による事前積立方式を使用することとなっている。

具体的には、開放基金方式、加入年齢方式、閉鎖型総合保険料方式、予測単位積増方式などを用いることとなっている。



Q - 4 - 1

財政計算とは何ですか？

A . 年金財政の運営は将来の給付支払いや掛金収入など不確定要素を見込むため、次のような人口動態的予測率や経済的予測率を設定して（このような予測率を基礎率といいます。）、健全な財政運営を行うための掛金率を算定します。

- 1 . 将来における加入員構成や給付支払いの見込みに影響を及ぼす**予定脱退率、予定死亡率や新規加入者の見込み**
- 2 . 将来の給付額や掛金額に影響を及ぼす今後の給与水準の見込みを推計するための給与の伸び率を示す**予定昇給率**
- 3 . あるいは年金資産の運用から生まれる果実の水準を示す運用利回りの見込みや将来の給与額・給付額・掛金額などを現在の価値に置き換えるための割引率を想定する**予定利率**など

こうした基礎率は過去における基金の経験、国全体の実績、あるいは業界の経済的動向をベースに基金固有の将来動向も踏まえて設定しますが、各基金の置かれる状況は刻々変化するため、基礎率が大きく変動する場合や、明確には変動していない場合でも一定期間毎に財政の健全性の確保を前提に、基礎率の見直しと掛金率の再算定を行い、将来の財政運営の方向性を定め直す必要があります。また、給付の内容が変わる場合には変更される内容に基づく掛金率の見直しが必要になります。こうした一連の見直し作業を**財政計算**といいます。

Q - 4 - 2

財政計算はいつ、どのような場合に実施するのですか？ また、財政計算の結果をどのように取扱うのですか？

A . 基金設立時には初めて掛金率を算定するため、当然に財政計算を行います。基金設立後には、次の場合に財政計算を行います。

第4-1 「財政計算を行うべき場合」		第4-2 「(計算)基準日」	第4-6 「財政計算結果の取扱い」
基金 設立 時 等	新設基金	認可申請日前1年以内の任意の日(注)	「掛金の算出の基礎を示した書類」
	合併による設立	合併または分割の認可申請日の属する事業年度の前事業年度末(当該認可申請日が4月から9月までの間の場合、前々事業年度末)。該当する年度がない場合、直前の財政計算基準日	
	分割による設立		
財政 再 計 算	設立から3年が経過した日の属する事業年度末	該当した事業年度の末日	「財政再計算報告書」を同年11月末日までに厚生大臣に提出
	前回再計算から5年が経過した事業年度末		
変	給付の変更	認可申請日前1年以内の任意の日。ただし、当該認可申請日が4月から9月までの間の場合、前々事業年度末以降の任意の日	「変更計算基礎書類」
	掛金に係る規約の変更		
	給与規程の変更	該当した月の末日。ただし、代行保険料の変更を伴わない場合には、前事業年度の末日とすることも可	規約上掛金の変更が生じた場合、基準日の翌々日から1年以内に規約変更 「変更計算基礎書類」 規約上掛金の変更が生じない場合、該当した日から6ヶ月以内に厚生大臣に提出 「変更計算報告書」
	定年延長		
	加入員数の大幅変動		
	責任準備金の確保	該当した事業年度の末日	規約変更が必要な場合 「変更計算基礎書類」 規約変更の必要がない場合 「変更計算報告書」 を該当することとなった財政検証の基準日の翌日から11ヶ月以内に厚生大臣に提出
最低積立基準額および最低責任準備金の確保			

合併および分割	合併または分割の認可申請日の属する事業年度の前事業年度の末日。だし、当該認可申請日が4月から9月までの間の場合、前々事業年度の末日	「責任準備金の額および合併（分割）時の最低積立基準額相当額の明細を示した書類」なお、規約変更を伴う場合、「変更計算基礎書類」も添付
特例掛金に係る規約の変更	-	「変更計算基礎書類」

[注] 認可申請日とは認可申請書の提出の日をいう。

Q - 4 - 3

代行保険料率の見直しはどのような場合に行う必要がありますか？

A . 免除保険料率の決定のベースとなる代行保険料率の見直しは次の場合に行う必要があります。なお、算定の基準日は変更計算の計算基準日です。

- 1 . 基金の設立、基金の合併、分割の認可の申請を行う場合
- 2 . 基金が財政再計算を行う場合
- 3 . 基金の加入員数が前回の代行保険料率の算定基準日から20%以上変動した場合
- 4 . 基金の設立事業所において定年延長が行われ、かつ、**最終年齢**が変更される場合

[注] 最終年齢とは代行保険料率の算定において、加入員として残ると見込まれる最高の年齢をいい、通常は定年年齢となります。ただし、実際に定年年齢を超える加入員が多数いる場合には、それを考慮し、定年年齢以上の年齢とする場合があります。また、恣意性を排除するために上記以外の理由での代行保険料率の見直しは認められません。

Q - 4 - 4

加入員数の大幅変動とは具体的にどのような場合を指すのですか？

A . 原則として、直前の財政計算時の加入員数の20%以上の加入員の増加または減少があったときを指し、毎月の月末での加入員数を判定基準とします。

20%変動の判定基準	
現在の加入員数（月末）	1 . 2 0
	または
直前の財政計算時の加入員数	0 . 8 0

加入員数の変動が20%未満であっても、年齢別人員構成等に大幅な変動があるなど年金財政上の健全化のため基礎率の見直しを行い、変更計算を実施することも可能です。ただし、代行保険料率の見直しはできません。

Q - 4 - 5

連合型設立の基金の一部事業所において定年延長が行われた場合の変更はどう取扱うのですか？

A . 連合型設立の基金の一部事業所において定年延長が行われた場合、代行保険料率の見直しを行う基準としては、当該事業所の加入員数が基金の全加入員数の20%以上であり、かつ、最終年齢が変更される場合です。ただし、20%未満の場合、年金財政上の影響を考慮し、代行保険料率の見直しは行わずに変更計算を行うことは可能です。

Q - 4 - 6

掛金に係る規約の変更とは具体的にどのような場合をいうのですか？

A . 変更計算のその他の変更該当せず、基礎率の見直しを行わない場合で以下のような場合が該当します。

- 1 . 別途積立金を取崩すことにより掛金率を引下げる場合
- 2 . 繰越不足金を解消して掛金率を上げる場合。なお、この取扱いを行う場合には、繰越不足金の全額を解消する必要があります。
- 3 . 事業所編入時において、過去勤務に係る給付を持ち込むなど事業所別に掛金率を設定する場合

なお、事業主と加入員の負担割合のみを変更する場合は変更計算には該当しません。

Q - 4 - 7

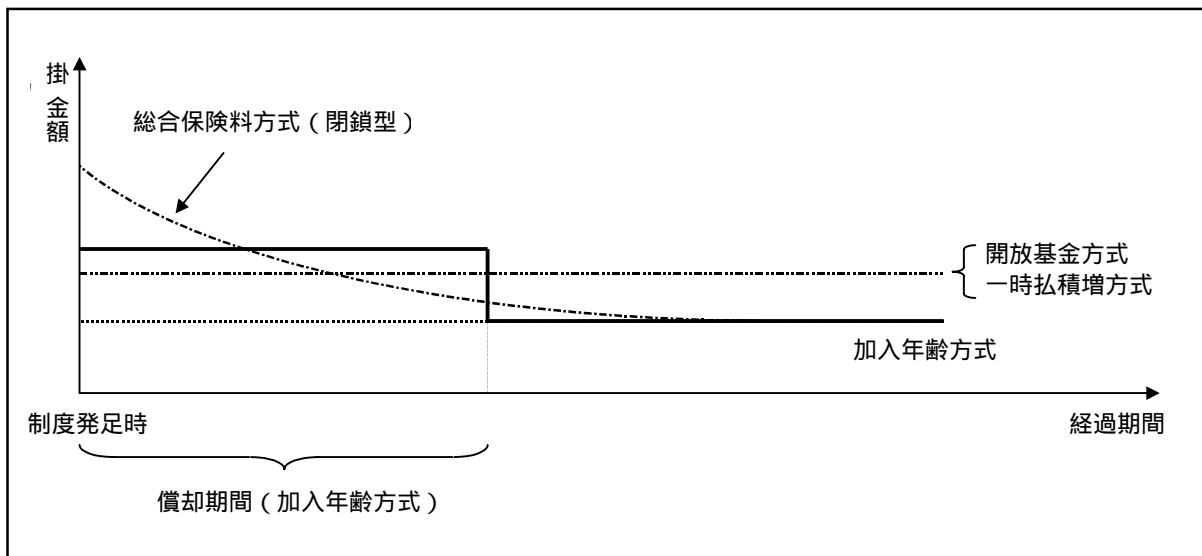
財政方式とは何ですか？ また、どのような方式があるのですか？

A . 基金制度は長期的に安定的な財政運営を行なっていくという観点から、各種の積立方式のうち、加入員である間に年金給付に必要な原資の積立を行う事前積立であり、かつ、掛金が将来にわたり概ね平準的なものとして、次のような財政方式を採用する必要があります。

財 政 方 式	概 要（掛金率算定方法）	留意事項（適用制度の特徴）									
開放基金方式	<p>代行保険料率算定に用いられている方式。基準日時点の加入員の将来期間の給付を賄うために必要な掛金（標準掛金）を算定する方式で、将来の加入員規模を一定とする新規加入員の追加加入を毎年見込む方式</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">現在加入員の将来 期間分総給付現価</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">将来加入員の総 給付現価</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">現在加入員の総 給与現価</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">将来加入員の総 給与現価</td> </tr> </table> </div> <p>なお、過去期間分について不足が生じた場合は特別掛金を設定して償却</p>	現在加入員の将来 期間分総給付現価	+	将来加入員の総 給付現価				現在加入員の総 給与現価	+	将来加入員の総 給与現価	<p>加入員規模を一定とする新規加入員を見込むため、加入員規模の減少が見込まれる場合、年金財政の不健全化を避けるため、新規加入員の見込みを抑制する経過措置を設定するなどの検討が必要</p>
現在加入員の将来 期間分総給付現価	+	将来加入員の総 給付現価									
現在加入員の総 給与現価	+	将来加入員の総 給与現価									
総合保険料方式 （閉鎖型）	<p>基準日における加入員全員の給付を、将来の加入員を見込まず、当該加入員で賄うための掛金を算定する方式</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">加入員・受給者の総給付現価 - 年金資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">現在加入員の総給与現価</td> </tr> </table> </div>	加入員・受給者の総給付現価 - 年金資産		現在加入員の総給与現価	<p>一般的には開放基金方式を使用する制度において、将来の新規加入員がほとんど見込めない場合には本方式へ変更する等の検討が必要</p>						
加入員・受給者の総給付現価 - 年金資産											
現在加入員の総給与現価											
加入年齢方式	<p>特定年齢（新規加入年齢）での標準加入員の給付と掛金が収支相当する標準掛金を設定し、当該掛金を全員に適用することにより発生する過去勤務債務を特別掛金の設定により償却する方式</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">標準加入員の給付現価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">標準加入員の給与現価</td> </tr> </table> </div>	標準加入員の給付現価		標準加入員の給与現価	<p>年金制度と退職金との間で給付額の調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取り込んだ制度において用いる。 特定年齢は一般に新卒者を想定するので、中途採用が多い場合には、中途採用に伴う不足金の発生に留意する必要がある。</p>						
標準加入員の給付現価											
標準加入員の給与現価											
予測単位積増方式	<p>加入員や受給権者の加入済期間に対する給付現価を数理債務とし、標準掛金は加入員の加入員期間が1年延びることによる債務の増加見込みとする。ここで、債務評価には将来の予定昇給も見込むこととなっている。</p>	<p>会計基準に用いる財政方式として、一般的に用いられる。 標準掛金は毎年予算編成時に算定し規約上掛金率の変更を行う必要がある。</p>									

財政方式	概要（掛金率算定方法）	留意事項（適用制度の特徴）
その他	<p>一時払積増方式；季節労働者や短期間の基金加入しか見込まれない者（例えば、2年間後に脱退することが確実な職種の加入員）には当該短期加入員の1年間の必要は掛金として算定する方式</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\frac{\text{当該加入員の1年間に増加する給付現価}}{\text{当該加入員の1年間の給与現価}}$ </div>	

なお、各財政方式による掛金のレベルは以下のようになります。



Q - 4 - 8

財政方式の変更はどのような場合に行えるのですか？

A . 原則として、基金が選択した財政方式は継続して使用しなければなりません。ただし、次のような財政方式を変更する合理的理由がある場合には、他の方式に変更できます。

- 1 . 基金の合併、分割その他加入員の構成が大きく変動する場合
- 2 . 経済情勢の変動に伴い、将来の加入員構成が変動する場合
- 3 . 制度内容が変更され、現在使用している方式が不適切であると判断される場合

なお、掛金率を下げることを目的とした財政方式の変更はできません。

Q - 4 - 9

給付設計の変更により、給付水準の引下げができるのはどのような場合ですか？

A . 給付設計の変更は給付水準が下がらないことを原則としていますが、次のように、やむを得ない場合には、変更後の給付設計が設立認可基準の要件を満たしていることを条件として、給付水準の引下げができます。なお、給付水準の引下げはプラスアルファ（準実額）によって判定します。

- 1 . 母体企業において労働協約や退職金規程等が変更され、その変更に基づいて基金の給付設計を変更する場合
- 2 . 母体企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合（連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合）
- 3 . 設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ない場合
- 4 . 基金の合併に際し、給付設計を変更する場合

ただし、変更にあたっては次のような労働組合や加入員の同意を得ることが必要です。

a . 労働組合の同意

設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意

b . 加入員の同意

全加入員の3分の2以上の同意（加入員の3分の2以上で組織する労働組合がある場合、当該労働組合の同意で代替可能）

Q - 4 - 10

給付水準が引下げられた場合、変更時点の加入員や受給権者の給付はどのようなになるのですか？

- A . 給付設計の変更日における加入員に対して、受給権を保全するための変更後に支払われる給付については、次のような経過措置を講じることが必要です。ただし、経過措置が講じられていないことを十分に説明した上で、加入員の3分の1以上で組織する労働組合の同意及び全加入員の3分の2以上の同意を得ている場合は給付水準引下げ後の設計による給付とすることが可能です。

経過措置対象加入員について、変更後の設計による最低積立基準額に、変更日における新旧の設計による最低積立基準額の差額を加えたもの以上であること

給付設計の変更日における受給者及び受給待期脱退者（以下「受給権者」）の年金額は変更により下げることができません。ただし、基金存続のため受給権者の年金額の引下げが真にやむを得ない場合で、事業主、加入員及び受給権者の三者による協議の場を設けるなど受給権者の意向を十分に反映させる措置を講じ、次の3つの要件をすべて満たした場合には、受給権者の年金額の引下げも可能です。

- 1 . 全受給権者に対し、給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認を行っていること
- 2 . 給付設計の変更について、全受給権者の3分の2以上の同意を得ていること
- 3 . 受給権者のうち、希望するものは、最低積立基準額から最低責任準備金を控除した額に相当する額を一時金として受取ることができること

基礎率（第4 - 3 - (2)）

計画的な事前積立を実施するためには、将来の給付額を適切に見積もる必要があり、そのためには次の作業が必要となる。

将来の人員を予測し、毎年の脱退者を予測する。

ア. 脱退者の見込み..... 予定脱退率、予定死亡率（加入員）

イ. 新規加入者の見込み..... 予定新規加入員

脱退時の給与（または、脱退時までの給与の推移）を予測する。

毎年の昇給率の見込み 予定昇給指数

年金の支給期間を予測する。

脱退時から支給開始時までの生存見込み、

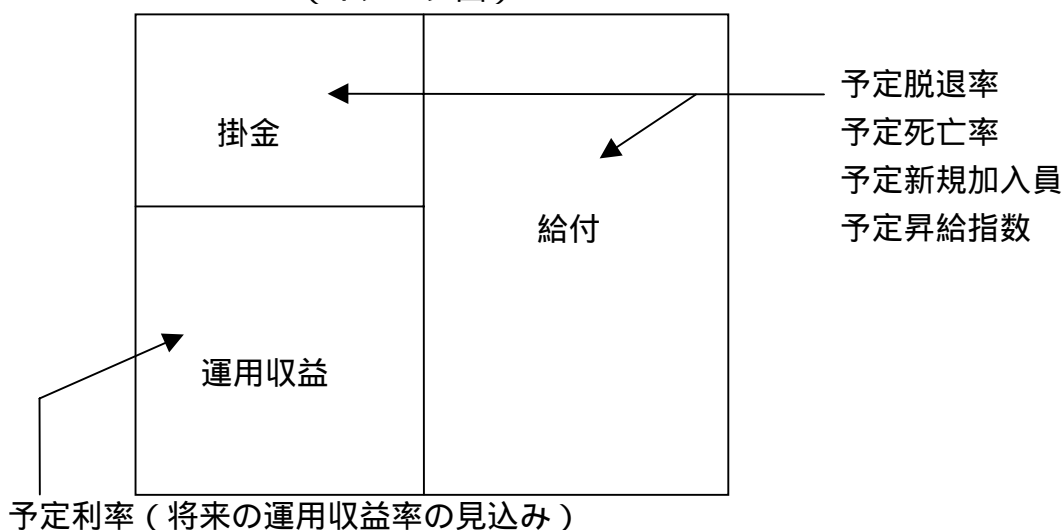
支給開始後死亡時までの期間の見込み

..... 予定死亡率（加入員以外）

このように、将来の給付額を見積もるために各種基礎率が必要となる。

ところで、事前積立方式というのは、将来の「給付」を「掛金」とその掛金によって積立てられた年金資産から生じる「運用収益」によって賄う仕組みである。そのため、上記基礎率に加え、将来の運用収益を見込むための基礎率が必要となる。これを予定利率と言う。

（イメージ図）



【参考】「掛金 + 運用収益 = 給付」となるように掛金は決定される。
これを、収支相等の原則という。

数理上掛金（第4 - 3 - (5)）

財政計算によって算出される掛金には、標準掛金と特別掛金がある。標準掛金は、数値自体は財政方式によって変わってくるが、基本的な考え方としては、将来期間分の債務を賄うために徴収する掛金であり、特別掛金は、過去期間分の債務に対して年金資産の不足分を償却するための掛金である。

（イメージ図）

標準掛金で対応	将来期間分の債務 （勤続期間が伸びること、給与が増加することによる、支給額の増加分）
特別掛金で対応	過去期間分の債務 （基準日時点までに発生した支給額）
年金資産	

年金資産が十分にある場合には、年金資産の一部を将来期間分の債務に充当するものとし、標準掛金を低く設定することができる。これを、数理上掛金の調整という。

（イメージ図）

標準掛金で対応	将来期間分の債務 （勤続期間が伸びること、給与が増加することによる、支給額の増加分）
年金資産	過去期間分の債務 （基準日時点までに発生した支給額）

Q - 4 - 1 1

「各基礎率相互の関係に留意する」とはどういうことですか？

A . 具体的な例でご説明します。

(例1) 「予定利率」と「ベア率」の関係

「予定利率」は、「長期期待収益率」を基準として設定することが一般的です。そこで、

「予定利率」 = 「長期期待収益率」
と仮定します。

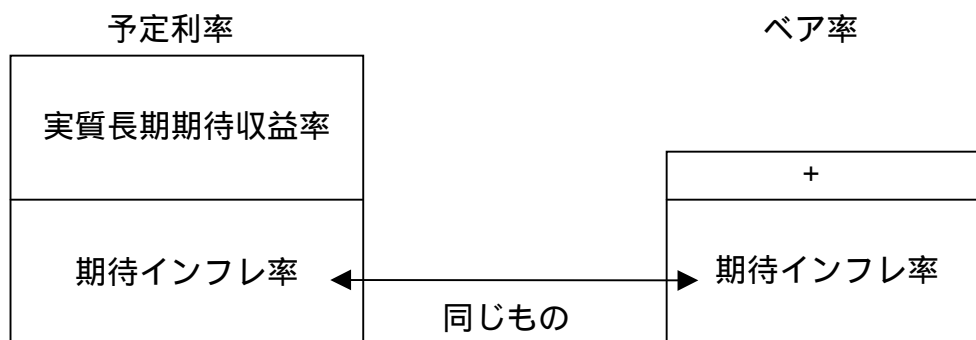
ところで、「長期期待収益率」は「期待インフレ率」と「実質長期期待収益率」に分解できますので、

「予定利率」 = 「期待インフレ率」 + 「実質長期期待収益率」
となります。

一方、「ベア率」は基本的には労使交渉により決まるものですが、通常であれば物価上昇分(インフレ相当)以上のベアがあると考えられます。従って、

「ベア率」 = 「期待インフレ率」 +
となります。

このように、「予定利率」と「ベア率」には、それぞれ「期待インフレ率」が要素として入っています。「期待インフレ率」は、長期で考えるのが一般的ですが、直近の実績を反映させることも考えられます。ここで注意すべきは、「予定利率」算定上の「期待インフレ率」を長期で考え、「ベア率」算定上の「期待インフレ率」を短期で考えると、基礎率全体の整合性が保てなくなるといことです。



(例2) 「予定脱退率」と「予定新規加入員」の関係

ある年度に特殊事情により短期アルバイト（被保険者となる者）を大量に採用した場合、その年度は、新規加入員、脱退者ともに例年に比べて多くなります。

この場合、短期アルバイトの実績を異常データとして排除することになりますが（毎年度排除する場合を含む。）、必ず、「予定脱退率」、「予定新規加入員」両方のデータから排除しなければなりません。

Q - 4 - 12

予定利率は、下限以上で、基金が自由に決められると考えて良いのですか？

A . 予定利率は、基金が主体的に決定するものですが、次の（ア）と（イ）に留意することになります。

（ア）予定利率に関する基準

保有資産の期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて決定されていること。

（イ）予定利率の決定プロセスに関する基準

年金数理人、証券アナリストなどの専門家の助言、基金で採用している予定利率の分布統計など利用できる情報をできる限り多く参考とするとともに、代議員会等において予定利率の決定の根拠について十分な説明と情報開示が行われていること。

なお、予定利率は通常「期待収益率」以下とすることとされていますが、この「期待収益率」算定上のアセット・ミックスは、現行のものである必要はありません。但し、将来変更予定のものに基づく場合は、その変更の事実が代議員会等で確認されていることが必要です。また、当然のことながら、例えば、10年後に変更する等常識を逸脱したものは認められません。

Q - 4 - 13

予定利率の下限は、どのようにして決められるのですか？

A . 直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値です。年度毎に利率が変わり、それは毎年厚生省より通知で示されます。

(参考) 平成9年度 4.0%
平成10年度 3.4%

Q - 4 - 14

「予定脱退率は次回財政再計算時または必要に応じて予定脱退率を見直す時期までの間、不変とする。」とありますが、必要に応じて予定脱退率を見直す時期とは、具体的にどのような場合ですか？

A . 以下の通り。

定年延長

加入員数の大幅変動

代行保険料率算定が必要となった場合

その他年金数理人が見直す必要を認めた場合

[注1] については一部の事業所において定年延長が行われた場合であっても、財政上影響が軽微な場合は変更しないことができます。

[注2] においては加入員数の変動が20%に満たなくとも、基金財政の健全性の見地から、人員構成等の変化を勘案のうえ、基礎率等の洗い替えの必要があれば行うこととなります。但し、この場合は、代行保険料率の再算定は行えません。

Q - 4 - 15

リストラ等の関係で、予定脱退率の算定基礎として適当なデータがとれない場合、どうしたら良いのですか？

A . 脱退率算定上、異常脱退データは除外することになりますが、当該データの特定ができない場合には、該当年度全体を除外することになります。これにより、直近3年間以上の加入員の実績が予定脱退率算定の基礎として不適當な場合、従前の予定脱退率を使用することができます。なお、基金財政の健全性より、従前の予定脱退率に割掛け等を行うこともできます。

Q - 4 - 16

加入員数が少ない場合でも、予定脱退率は男女別に算定するのですか？

A . 計算時点で種別の一方が100人未満のときには、合算して算定することができます。

Q - 4 - 17

ベアの水準について、「長期的視点に立ったもの」とは、どういうことですか？

A . 年金財政は長期的視点に立って考えるものであり、予定利率も長期期待収益率を基準とすることが一般的です。予定利率を長期的視点で考えるのであれば、ベアも足下の水準で判断するのではなく、長期的視点に立って考えることになります。

Q - 4 - 18

基本部分の予定新規加入年齢は、過去の単純平均年齢ではないのですか？

A . 新規加入員が財政に与える影響は、年齢によって異なります。よって、新規加入年齢は単純平均年齢ではなく、年齢による重みを加味した加重平均年齢とします。一般的には、同じ一人の新規加入であっても、高齢者の方が財政に与える影響は大きく、「単純平均年齢 < 予定新規加入年齢」となることが多いと言えます。

Q - 4 - 19

予定昇給指数にベアを見込んでいる場合、新規加入員給与月額率の算定に静態的昇給指数を使用するのはなぜですか？

- A . 新規加入員給与月額率は、加入員が定常状態(新加入と脱退が釣り合っって人数、給与が一定になる状態)にあることを想定して算定されることになっています。つまり、ベアを考慮すると、総給与月額は毎年増加して定常状態にはなりませんので、これ影響を排除した静態的昇給指数を使用することとしています。

Q - 4 - 20

基準日が事業年度末日でない場合、数理上資産額の推計方法の具体例を示して下さい。

- A . 直前の財政検証における数理上資産額に、その翌日から当該基準日までの間の期中収支差と運用収益を加えた額
基準日における残高証明ベースの固定資産時価に前事業年度末の流動資産を加え、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、給付改善準備金および繰入準備金を控除し、資産評価調整額を加減した額。但し、流動資産、流動負債、支払備金については可能な限り、実績を反映するものとしします。
基準日における加入員、給与をベースに変更前制度(合併、分割を含む)により算定した「総給付現価 - 掛金収入現価 - 政府負担金現価 - 繰越不足金」(= 数理債務 - 未償却過去勤務残高 - 繰越不足金)

Q - 4 - 21

財政計算で算定された新しい標準掛金率および特別掛金率が適用されるまでの間に発生する年金財政上の過不足とは何ですか？

- A . 通常は、計算基準日からすぐに新しい掛金率が適用されるものとして計算されますが、実際の新掛金率の適用日は計算基準日よりもあとになります。例えばこの場合、新掛金率が上昇していると、計算基準日から新掛金率適用日までの間、掛金率の上昇分が不足することになります。

Q - 4 - 2 2

合理的な年金資産の配分方法の具体例を示して下さい。

A . 基本部分の規約上掛金率が前後で変わらないように基本部分に資産を充当し、残りを加算部分に充当する。

免除保険料率の変動幅が基本部分の規約上掛金率の変動幅となるように基本部分に資産を充当し、残りを加算部分に充当する。

直近の財政検証時の基本部分と加算部分の「数理債務 - 特別掛金収入現価」の比により充当資産を按分する。

加算部分の規約上掛金率が前後で変わらないよに加算部分に資産を充当し、残りを基本部分に充当する。

加算部分の数理債務相当額の資産を加算部分に充当し、残りを基本部分に充当する。

但し、 α 、 β および γ 以外の方法においては、基本部分の規約上掛金率が α 、 β および γ により計算された基本部分の規約上掛金率の最も高いものを超えないことを前提とする。

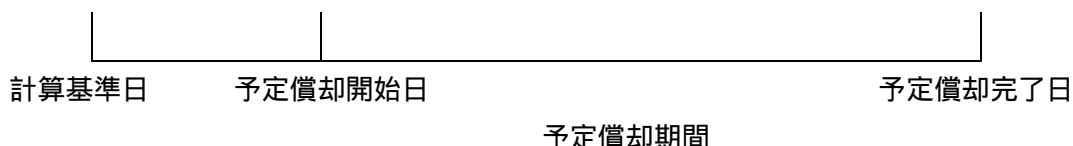
なお、評価損償却掛金収入現価または移行調整金残高がある場合には、上記前提に留意し、これを考慮した資産額を各計算区分に合理的に配分すること。

過去勤務債務の予定償却期間（第4-3-(6)）

未償却過去勤務債務は、早期かつ確実に償却することが望ましい。

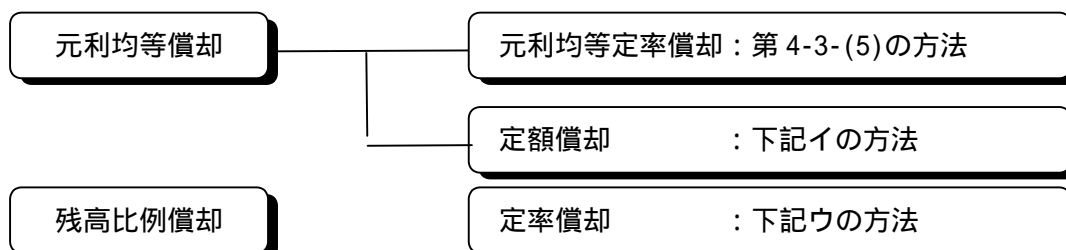
過去勤務債務は3年から20年の間で償却できるよう、予定償却開始日・予定償却完了日、予定償却期間を定めて償却する。

< 予定償却期間の定義 >



過去勤務債務のその他の償却方法（第4-3-(7)）

過去勤務債務の償却方法には以下のような方法がある。



ア．弾力償却

過去勤務債務を予定より早く償却するために掛金の上下限を定め、この範囲内で弾力的に償却を行う方法である。実際に適用する掛金率もあわせて規約に定め、これを変更する場合は変更計算となる。

イ．定額償却

各年度の特別掛金の総額をあらかじめ規約に定めた上で償却する方法である。

元利均等定率償却では、給与1円或いは加入員1人あたりの特別掛金を定めるため、加入員数が減少すると過去勤務債務が予定どおり償却されないことがある。このような場合であっても定額償却であれば、各年度の特別掛金の額が固定されるため、予定どおり確実に償却することができる。

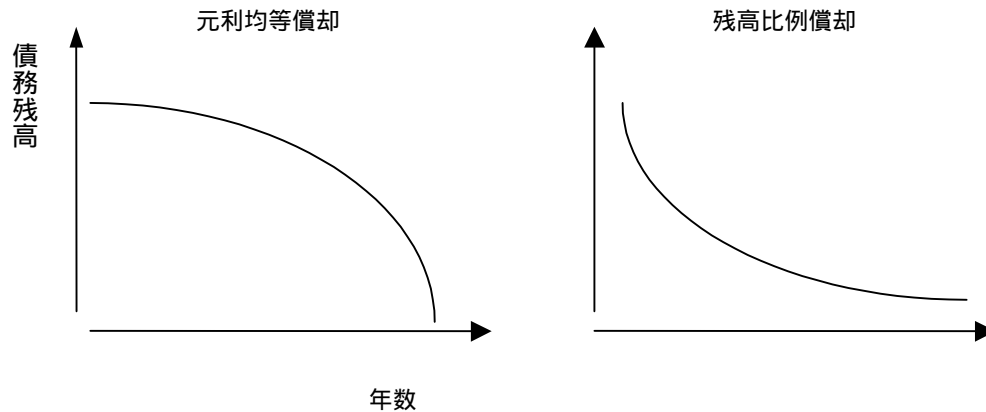
ウ．定率償却

各年度の特別掛金の総額を、「前年度末の未償却過去勤務債務残高の見込み額×償却割合」とする方法である。償却割合は0.15以上0.50以下とする。

元利均等償却の場合、償却当初は利息負担が大きいいため残高はゆっくり減少するが、定率償却の

場合は残高を急速に減少させることができる。

なお、前年度末の未償却過去勤務債務残高が当年度の標準掛金の総額以下となると見込まれる場合には、当年度において一括償却することも可能である。



特例掛金の算定方法（第4 - 3 - (8)）

特例掛金を徴収しなかった場合に見込まれる年金経理の当年度不足金の額を、原則として超えない範囲で毎年設定する。

毎年度の予算に用いる基礎数値をもとに算定する。

[注] ここでいう特例掛金には、第4 - 4 - (2)積立水準の回復のための方法にある、積立水準を回復するための特例掛金は含まない。

留意事項（第4 - 3 - (9)）

ア．掛金の額の算定方法

掛金の額と給付金の額の算定方法は同一とする。但し定額給付の場合は、掛金の額の算定方法を定率法とすることができる。

		掛金の額の算定方法	
		定率法	定額法
給付金の額の算 定方法	定率給付		×
	定額給付		

イ．設立事業所ごとに異なる特別掛金の算定方法

掛金の額は、原則として給付の内容が同一の集団においては、同一の算定方法による。但し特別掛金は、未償却過去勤務債務残高、基金への編入時期、一時払掛金額の有無など客観的かつ合理的な基準に基づいて、設立事業所ごとに異なる算定方法によることができる。この場合、事業所間の公平性および基金財政への影響を考慮して、基金と相談の上合理的に決定する。

ウ．規約に定める掛金

規約に定める掛金は、原則として数理上掛金率を千分率で四捨五入したものとするが、数理上掛金に対し財政の健全性に留意したものになっていること。

なお、基本掛金率^(注1)が免除保険料率^(注2)を下回っているときは、免除保険料率を基本掛金率とする。

[注]

- 1．基本掛金率とは、代行型・共済型基金の掛金率および加算型基金の基本部分の掛金率をいう。
- 2．財政再計算および同時に代行保険料率を見直す変更計算の場合は、今回算定した代行保険料率をもとに決定される見込みである免除保険料率をいう。

Q - 4 - 2 3

予定償却開始日とは計算基準日のことですか？

A . 違います。予定償却開始日とは、過去勤務債務の償却のための掛金の徴収を開始する日のことです。

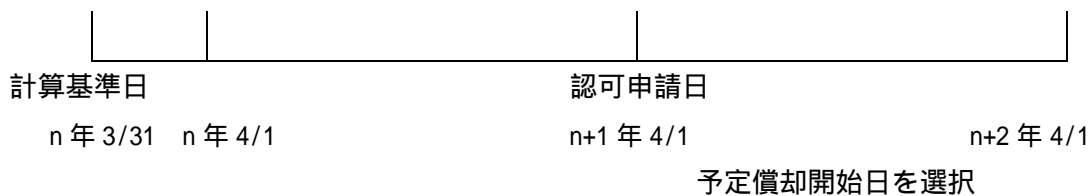
Q - 4 - 2 4

予定償却開始日を設定する際、計算基準日との関係で制限はありますか？

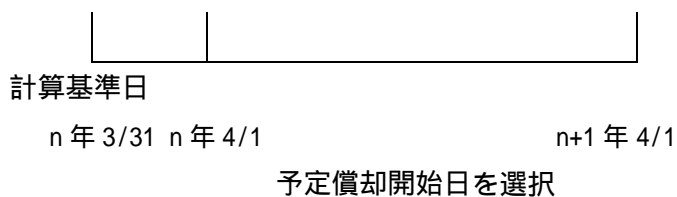
A . 基金設立、財政再計算、変更計算などの財政計算の内容に応じて以下のとおり制限が有ります。

財政計算の内容	予定償却開始日
基金設立時等、変更計算のうち給付の変更・掛金に係る規約の変更・合併および分割	計算基準日の翌日 ～ 認可申請日の翌年の応当日
上記以外の変更計算、財政再計算	計算基準日の翌日 ～ 計算基準日の翌日の翌年の応当日

[例 1 : 給付の変更]



[例 2 : 再計算]



Q - 4 - 25

予定償却開始日は通常どのように定めればよいですか？

A . 財政計算の内容に応じて以下のとおり定めるのが一般的です。

財政計算の内容	予定償却開始日
基金設立時等	設立日
財政再計算、変更計算のうち責任準備金の確保・最低積立基準額および最低責任準備金の確保	原則として新掛金率適用開始日
上記以外の変更計算	制度変更日

Q - 4 - 26

「財政運営に特段の配慮を行っている場合」とはどのような場合ですか？

A . 基金を継続する意思がある場合で、第4 - 4 最低積立基準額および最低責任準備金(3)イにある、任意脱退事業所からの特別掛金の徴収について規約に定めている場合を指します。

Q - 4 - 27

財政再計算(変更計算)を迎えましたが、既に残余償却年数が3年未満となっています。残余償却年数で償却することはできますか？

A . 当該財政計算で新たに発生した過去勤務債務(いわゆる後発債務)がある場合は、これを含めた未償却過去勤務債務全体を残余償却年数で償却することはできません。この場合、後発債務以外の過去勤務債務(いわゆる先発債務)は残余償却年数で、後発債務は3年でそれぞれ償却するとして按分計算した償却年数が、最短の償却年数となります。

Q - 4 - 28

「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務(いわゆる後発債務)」はどのように計算するのですか？

A . 「過去勤務債務合計 - 特別掛金収入現価」で計算します。この場合の特別掛金収入現価は、直前の財政計算で算定した特別掛金と「直前の財政計算時点の予定償却期間 - 今回の財政計算までの経過年数」に応じた確定年金現価率を用いて計算します。

[例]

直前の財政計算：財政再計算(n-5年3月31日基準)

予定償却期間：15年

特別掛金率：3‰

今回の財政計算：財政再計算(n年3月31日基準)

数理債務：1,000

数理上資産額：400

総給与月額：1,200

確定年金現価率：8(償却残余年数が10年の場合)

後発債務 = (1,000 - 400) - 3/1000 × 1,200 × 12 × 8 = 600 - 345.6 = 254.4

Q - 4 - 29

.....
予定償却完了日は最長でも「計算基準日から20年(或いは15年)」となっています。予定償却開始日から起算するのではないのですか？

A . 計算基準日から起算します。但し、第4-4-(1)基金設立時等の財政計算、同(3)ア給付の変更の場合に限り、設立日または制度変更日から起算することができます。

Q - 4 - 30

財政再計算(変更計算)で特別掛金率を引き下げることができますか？

A . 予定償却完了日を変えないか或いは早めるのであれば、特別掛金率を引き下げられます。

Q - 4 - 3 1

弾力償却の上下限はどのように定めるのですか？

- A . まず最初に残余償却年数等で計算した掛金を下限とし、その掛金を定めた際の予定償却期間に応じて、決められた最短償却期間(下表)にしたがって上限を計算します。

予定償却期間	最短償却期間
5年未満	3年
5年以上 7年未満	4年
7年以上 9年未満	5年
9年以上 11年未満	6年
11年以上 13年未満	7年
13年以上 14年未満	8年
14年以上 15年未満	9年
15年以上	10年

Q - 4 - 3 2

弾力償却を実施している場合、ある年度に実際に適用する掛金率はどのように定めるのですか？

- A . 財政計算時に上下限とともに実際に適用する掛金も規約に定めておき、これを変更する場合は規約変更の認可申請を行うこととなります。

Q - 4 - 3 3

弾力償却を実施して償却した場合、財政検証時の過去勤務債務の予定償却期間はどのようになるのですか？

- A . 下限の掛金で償却する場合よりも多くの掛金を払い込むため、その分償却が進みます。従って前回決算時より1年を超えて予定償却期間が短くなります。

Q - 4 - 3 4

弾力償却を実施して償却した場合、財政再計算(変更計算)時の予定償却期間はどのようになるのですか？

A . 弾力償却を行わなかったとものして予定償却期間を定めることも可能です。

[例] 5年前の財政再計算で予定償却期間15年であり、その後弾力償却を実施して償却したため、5年後の決算時点では予定償却期間が8年となっているケース。
 $15 - 5 = 10$ 年を今回財政再計算時点の残余償却年数とすることもできます。

Q - 4 - 3 5

「定額償却」、「定率償却」の場合も弾力償却ができますか？

A . できません。

Q - 4 - 3 6

定額償却の場合、規約に定める「各年度の特別掛金の総額」はどのように計算するのですか？

A . 「財政計算時の未償却過去勤務債務残高 ÷ 予定償却期間に応じた確定年金現価率」で計算します。

Q - 4 - 3 7

定額償却の場合、規約に定めた「各年度の特別掛金の総額」を、実際には毎年どのように計算して払い込むのですか？

A . 各年度の予算編成時に「各年度の特別掛金の総額 ÷ 予算編成時点の加入員数(または総給与) ÷ 1.2」のように加入員一人当たりの掛金額(または率)を計算し、これに毎月の加入員数(または総給与)を掛けて徴収します。

Q - 4 - 3 8

定率償却の場合、「各年度の特別掛金の総額」はどのように計算するのですか？

- A . 「前年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額 × 償却割合」で計算します。ここで、「前年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額 = 前々年度末未償却過去勤務債務残高 × (1 + 予定利率) - 償却方法にしたがって前年度中に償却される過去勤務債務 × (1 + 予定利率)^{1/2}」として計算します。

Q - 4 - 3 9

定率償却の場合、財政検証時に当年度剰余金・不足金が発生することによって「各年度の特別掛金の総額」はどのように変わるのですか？

- A . 変わりません。財政計算時の未償却過去勤務債務残高と償却割合のみで、次回財政計算までの各年度の特別掛金の総額と各年度末未償却過去勤務債務残高が決定します。これ以外の差損益は次回財政計算時に未償却過去勤務債務残高が洗い替えられた際に初めて、特別掛金に反映します。

[例] 30%償却、予定利率5.5%の場合

	年度末未償却過去勤務債務残高	年間特別掛金
再計算時	1,000	-
1年度	$1000 \times 1.055 - 300 \times 1.055^{1/2} = 747$	$1000 \times 0.3 = 300$
2年度	$747 \times 1.055 - 224 \times 1.055^{1/2} = 558$	$747 \times 0.3 = 224$
3年度	$558 \times 1.055 - 167 \times 1.055^{1/2} = 417$	$558 \times 0.3 = 167$
4年度	$417 \times 1.055 - 125 \times 1.055^{1/2} = 312$	$417 \times 0.3 = 125$
5年度	$312 \times 1.055 - 94 \times 1.055^{1/2} = 233$	$312 \times 0.3 = 94$

5年度末決算時点の未償却過去勤務債務残高は233となります。同じ日を計算基準日とした財政再計算で未償却過去勤務債務を洗い替えて計算し直すため、この時点で初めて過去5年間の財政検証時の差損益が再計算後の特別掛金に反映されます。

Q - 4 - 4 0

定率償却の場合の予定償却期間はどう計算するのですか？

A . 理論的に計算した「年度末未償却債務残高が標準掛金額を下回る年度の翌年度末までの年数」とします。

[例] 前の質問で年間標準掛金額が350とすると、4年度末未償却過去勤務債務312 < 350ですから予定償却期間は5年となります。

Q - 4 - 4 1

定率償却の場合、一括償却できるかどうかはどのように判定すればよいのですか？

A . 各年度の予算編成時に「標準掛金(基本 + 加算) > 前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額(移行に伴う評価損部分を含む)」であれば、一括償却可能です。ここで標準掛金は「予算編成時点の加入員数(または総給与) × 1.2」をもとに計算します。

Q - 4 - 4 2

定率償却の場合、「各年度の特別掛金の総額」を、実際には毎年どのように計算して払い込むのですか？

A . 各年度の予算編成時に「各年度の特別掛金の総額 ÷ 予算編成時点の加入員数(または総給与) ÷ 1.2」のように加入員一人当たりの掛金額(または率)を計算し、これに毎月の加入員数(または総給与)を掛けて徴収します。

Q - 4 - 4 3

現在定率償却を採用しています。今般財政再計算(変更計算)を迎えましたが、償却割合を引き下げることができますか？

A . 可能です。「財政再計算後の未償却過去勤務債務残高×新償却割合 財政再計算前の未償却過去勤務債務残高×旧償却割合」となるところまで引き下げが可能です。即ち特別掛金額ベースで下がらなければOKです。

[例]

財政再計算前の未償却過去勤務債務残高：400

財政再計算後の未償却過去勤務債務残高：1,000

財政再計算前の償却割合：0.5

財政再計算前の未償却過去勤務債務残高×旧償却割合 = $400 \times 0.5 = 200$ であり、 $1,000 \times 0.2 = 200$ ですから、償却割合を 0.2 まで引き下げることができます。

Q - 4 - 4 4

現在定率償却を採用しています。今回の財政再計算(変更計算)で償却方法を元利均等定率償却に変更しようと思いますが、何か条件はありますか？

A . 「元利均等定率償却で計算した財政再計算後の特別掛金額 財政再計算前の未償却過去勤務債務残高×旧償却割合」のように掛金額が下がらなければ変更が可能です。また掛金額が下がる場合でも、定率償却での予定償却期間以内の年数での元利均等定率償却への変更は可能です。

[例 1]

財政再計算前の未償却過去勤務債務残高：400

財政再計算後の未償却過去勤務債務残高：1,000

財政再計算前の償却割合：0.5

6年償却確定年金現価率：5.0

財政再計算前の未償却過去勤務債務残高×旧償却割合 = $400 \times 0.5 = 200$ であり、 $1,000 / 5.0 = 200$ ですから、6年以内の元利均等定率償却割合へ変更が可能です。

[例 2]

財政再計算前の未償却過去勤務債務残高：800(残余償却期間 10 年)

財政再計算後の未償却過去勤務債務残高：1,000

財政再計算前の償却割合：0.5

6年償却確定年金現価率：5.0

財政再計算前の未償却過去勤務債務残高×旧償却割合 = $800 \times 0.5 = 400$ であり、 $1,000 / 5.0 = 200$ ですから掛金額は低くなりますが、予定償却期間が10年から6年へと短くなりますので、6年元利均等定率償却割合へ変更が可能です。

Q - 4 - 4 5

例えば基本部分は元利均等償却、加算部分は定率償却のように、償却方法を異にすることはできますか？

A . 原則として同一の償却方法を用いることとされています。

Q 1 - 4 - 4 6

例えば既に元利均等定率償却を採用していて財政再計算(変更計算)を迎えた場合、「新たに発生した過去勤務債務」についてのみ定率償却とするなど、償却方法を異にすることはできますか？

A . できません。

Q - 4 - 4 7

償却方法の変更はいつでもできますか？

A . 財政再計算時および給付増額時に限ります。従って償却方法の変更のみの変更計算は原則できません。但し次の場合は、償却方法の変更のみの変更計算が出来ます。なお、掛金額が低くなる変更は原則としてできません。

人員が減少傾向にあり、元利均等定率償却から定額償却に変更する

責任準備金の確保、最低積立基準額および最低責任準備金の確保のため、予定償却期間を短縮する

Q - 4 - 4 8

償却割合の変更はいつでもできますか？

A . 財政計算時(財政再計算、変更計算)に変更することとなっています。

Q - 4 - 4 9

定率法・定額法とは何ですか？定率償却・定額償却とは違うものですか？

A . 定率法・定額法とは、掛金の額の計算方法のことです。加入員一人当たり 円という決め方が定額法、給与1円当たり %という決め方が定率法です。一方、定率償却・定額償却とは過去勤務債務の償却方法のことです。

Q - 4 - 5 0

設立事業所別に異なる特別掛金を算定する方法には、どのような考え方がありますか？

A . 次のようなケースが有ります。

未償却過去勤務債務残高による方法

設立事業所ごとに未償却過去勤務債務残高を計算し、これをもとに特別掛金を算定する
基金への編入時期による方法

編入時期の同じ設立事業所ごとにまとめて、特別掛金を算定する

一時払掛金をもとにした方法

適年からの移行資産等の一時払掛金があった事業所とそれ以外を別々に特別掛金を計算する
これらの場合の資産額の配分時には、 の一時払掛金を除いた資産額を各々の群団の数理債務の比で
配分する等、合理的に行います。

Q - 4 - 5 1

設立事業所別に異なる特別掛金を設定しています。今般財政再計算(変更計算)を迎えましたが、注意すべき点はあるですか？

A . 財政計算で後発の過去勤務債務が発生した場合、その配分方法によっては公平性が失われる危険性が有ります。したがって問題点を認識し、一定年数経過後には共通の特別掛金に集約することも検討する必要がある有ります。

Q - 4 - 5 2

設立事業所別に異なる特別掛金を設定する場合、予定償却期間も異にできますか？

A . グループ区分を設けている場合で、グループ区分間で異なる場合を除いては同一にしなければなりません。但し、残余償却年数が3年未満となっている基金に大きな過去勤務債務を持つ事業所が編入し、その編入事業所の特別掛金率が大きくなる等合理的な理由がある場合は、異なる予定償却期間を設定することができます。

Q - 4 - 5 3

規約に定める掛金を数理上掛金に対し安全を見たものとするためには、どのように考えればよいですか？

A . 数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額が制度全体でプラス(剰余金)となっているかどうか、1つのポイントです。

Q - 4 - 5 4

財政再計算(変更計算)の結果、数理上掛金が低下しました。この場合規約上掛金率もあわせて引き下げることになりますか？

A . 財政の健全性に配慮し、大幅な低下の場合を除いて必ずしも引き下げる必要は有りません。

最低積立基準額・最低責任準備金の確保（第4 - 4）

基金の加入員・受給者等の受給権を保全するため、十分な積立金を保有していない場合には積立水準を緊急に回復させる計画（「積立水準の回復計画」）の策定を義務づけたものである。

積立水準の回復計画の策定要否の判定基準

財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額または最低責任準備金の105%のいずれか高い額を下回っている場合には、積立水準の回復計画の策定対象となる。

ただし、平成14年3月31日までの日を基準日とする財政検証では、最低積立基準額は、最低積立基準額に0.9を乗じた額を用いる。

純資産額が最低積立基準額を上回っているケース



純資産額が最低積立基準額を満たしていないケース

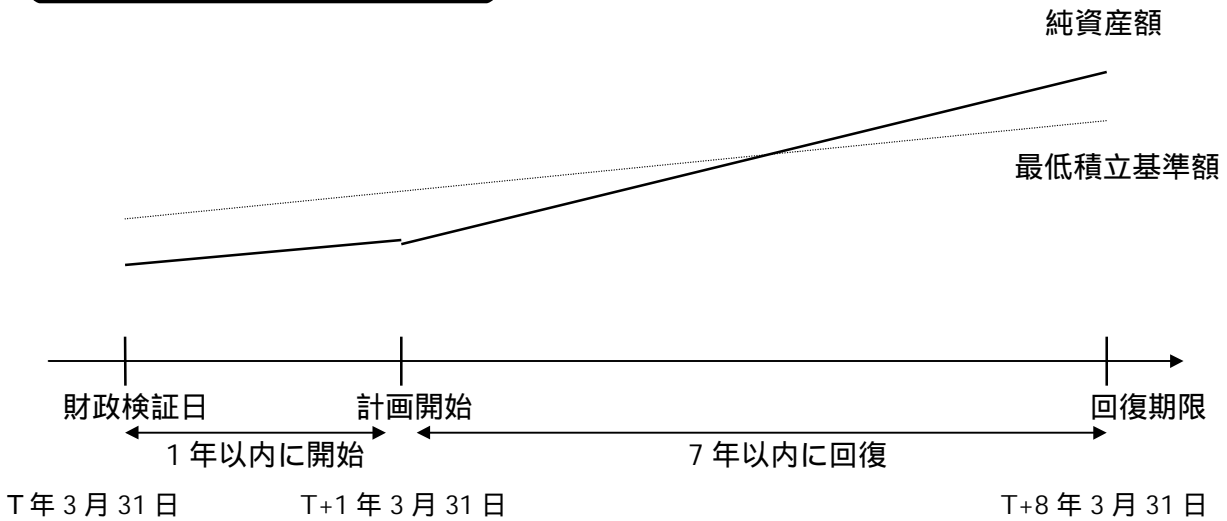


[注] 数理債務と最低積立基準額は、財政方式や予定利率等が異なるため、必ずしも上図のとりの大小関係にあるわけではない。

積立水準の回復計画（第4 - 4 - (1)）

「積立水準の回復計画」の策定を義務づけられた基金は、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、純資産額が最低積立基準額（平成14年3月31日までの日を基準日とする財政検証では、最低積立基準額に0.9を乗じた額）または最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回ることが見込まれるような積立計画（以下「積立水準の回復計画」という。）を作成し、基準日の翌々日から起算して1か年以内に当該計画を実施しなければならない。

積立水準の回復計画のイメージ



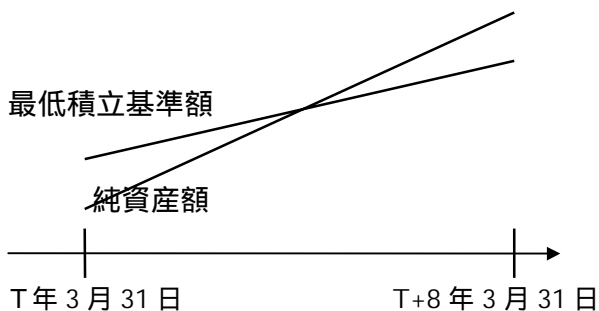
積立水準の回復のための方法（第4-4-(2)）

まず、現行の掛金で、シミュレーションを行ない積立水準の回復が見込まれるかどうか確認を行なう。その結果、積立水準の回復が確認された場合（ケース1）では、掛金見直しの必要はない。次に、現行の掛金では、積立水準の回復ができない場合（ケース2）では、以下の掛金でシミュレーションを行ない、採用する掛金を決定する。

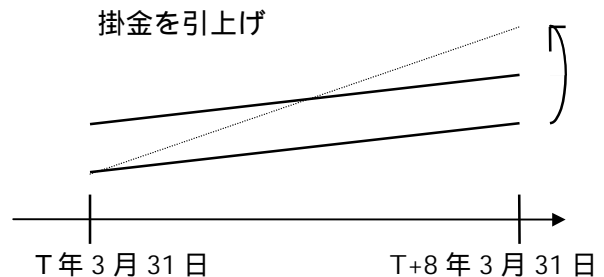
1. 繰越不足金を解消し、特別掛金を設定
2. 過去勤務債務の予定償却期間を短縮し、積立水準の回復に必要な特別掛金を設定
3. これらによっても積立水準の回復が困難と見込まれる場合には、特例掛金を徴収

非継続基準による回復計画の具体例

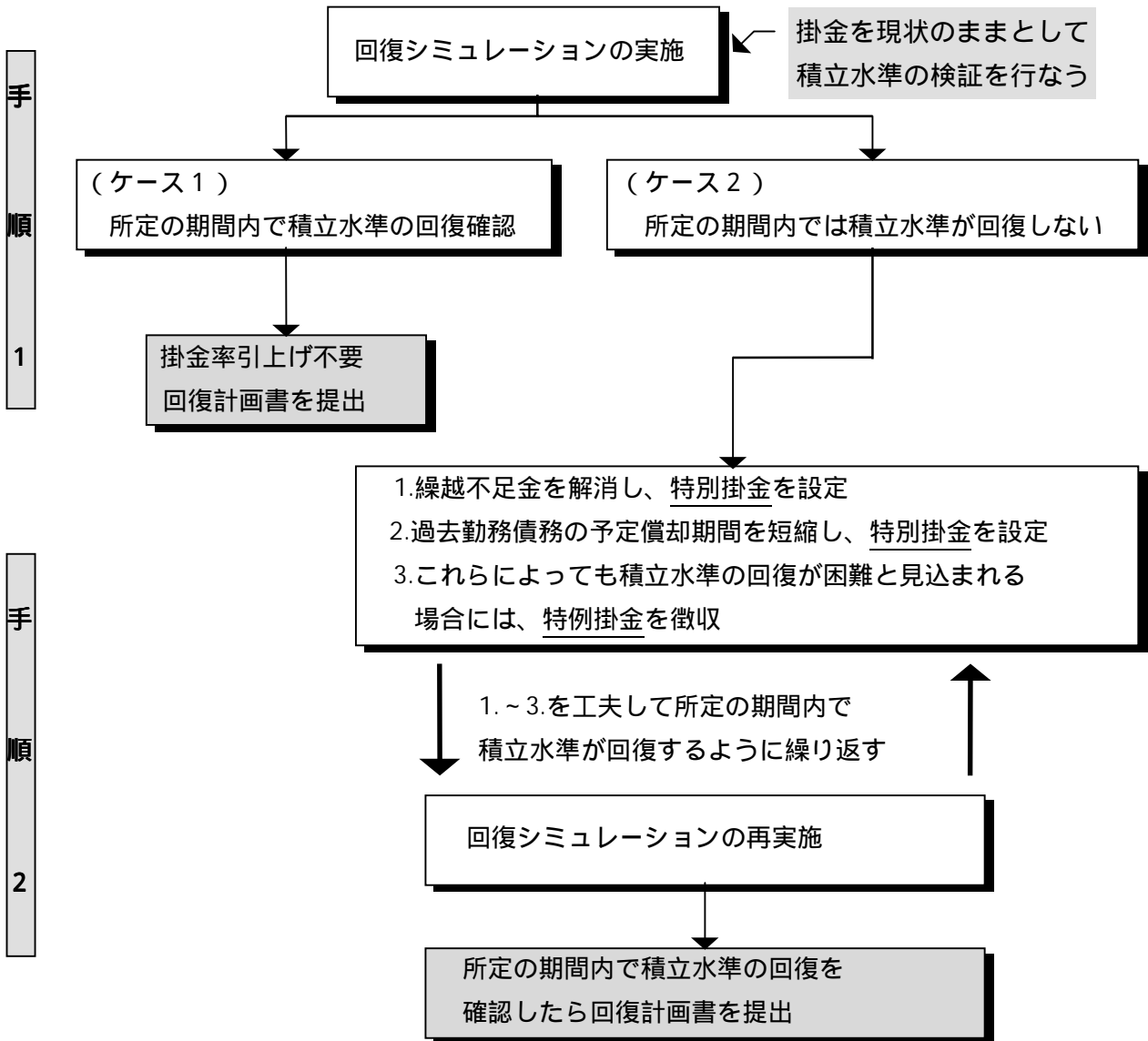
（ケース1）現行の掛金水準の引上げを
要しないケース



（ケース2）現行の掛金水準の引上げを
要するケース



《積立水準の回復計画の策定手順》



[注]所定の期間内とは、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内。

〔回復計画策定のポイント〕

- 手順1では、現行の掛金のままシミュレーションを実施する。
- 財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立水準が回復するようにする。
- 回復計画の将来予測で用いる運用利回りの前提は、基金が設定することになるが、直前の財政計算で用いた予定利率以下とすることが必須条件である。その範囲内では、実勢利回りや期待収益率などを基準として、合理的に定める。

経過措置（第4 - 4 - (3)）

次のいずれにも該当する基金は、当分の間、段階的に掛金を引き上げる方法により回復計画を作成することができる。

- 積立水準の回復計画に基づいて掛金を負担することが母体企業の経営状況等にとり極めて困難であると認められる場合。
- 連合または総合設立の基金にあっては、任意脱退しようとする事業所から、
過去勤務債務の未償却分
繰越不足金
基金の保有する固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回っている分
その他脱退により発生する財政運営上の不足金
につき、当該事業所が負担すべきと考えられる額を当該事業所から特別掛金として徴収することを規約に定めていること。
- 選択一時金を設けている加算型の基金にあっては、当分の間、選択一時金を休止することを規約に定めていること。

[注] この方法は、当初の負担は少なくなるが、負担の先送りの面もあり、母体企業の体力の回復の見込みなどを勘案して導入する必要がある。

Q - 4 - 5 5

必ず回復期限には最低積立基準額相当額まで回復するように、回復計画を策定しなければならないのですか？

A . 回復期限には最低積立基準額相当額まで回復していることが望ましいのですが、回復計画策定時に5年間（平成9年度～平成13年度）の経過措置の適用を受けている場合には、最低積立基準額の0.9倍に回復する計画でも認められています。

例えば、平成10年3月31日を基準日とする財政検証で「積立水準の回復計画」の策定を義務づけられた基金は、純資産が平成18年3月31日までに最低積立基準額の0.9倍を上回る回復計画を策定する必要があります。

Q - 4 - 5 6

回復計画の将来予測で用いる運用利回りは、どのように決めればいいのですか？

A . 回復計画の将来予測で用いる運用利回りの前提は、基金が設定することになりますが、直前の財政計算で用いた予定利率以下とすることが必須条件です。その範囲内では、実勢利回りや期待収益率などを基準として、合理的に定めます。

実勢より高い利回りを設定しますと、実際の運用収益が設定水準より低くなった場合には、翌年度に回復計画の再策定が必要になることもあります。

Q - 4 - 5 7

過去勤務債務の償却期間は最長20年ですが、なぜ、回復期間は7年なのですか？

A . 継続基準では、基金制度が今後とも続くことを前提に不足金を比較的長期（最長20年）にわたって償却していきますが、最低積立基準額は、基金が非継続の状態を想定したものであることから、本来、この回復は速やかに行なわれる性格のもので、しかしながら、非継続基準による財政検証を初めて行なうことやこれまでの最低責任準備金の確保対策（最低責任準備金の1.05倍）を7年としていたことから、回復期間を7年としています。

Q - 4 - 58

過去勤務債務の予定償却期間を短縮する場合の限度は、何年ですか？

A . 「第4 - 3 - (6) - イ」に基づき、3年となります。

なお、3年に短縮するだけでは不十分な場合は、「第4 - 4 - (2) - イ」の特例掛金による方法を併用します。

Q - 4 - 59

回復計画を策定する際、繰越不足金がある場合には解消しなければならないのですか？

A . 回復計画の策定は変更計算に該当しますので、繰越不足金を解消して掛金率を引き上げることに なります。ただし、継続基準による「責任準備金の確保（第4 - 1 - (3) - オ）」に抵触しない場 合は、回復計画の策定の趣旨から次回財政計算まで繰越不足金の解消を留保することができます。

Q - 4 - 60

回復計画中の基金は、いつ、計画どおり積立水準の回復が図られて いるか検証するのですか？

A . 回復計画中の基金は、毎決算時に『様式 積立水準の回復計画の実施状況』により、回復計画が 当初作成された計画どおりに積立水準の回復が図られているか検証します。計画期間中の回復が望 めない場合は、当該年度を基準として回復計画を再策定する必要があります。

なお、『様式 積立水準の回復計画の実施状況』は、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事 業年度の財政検証に併せて報告します。

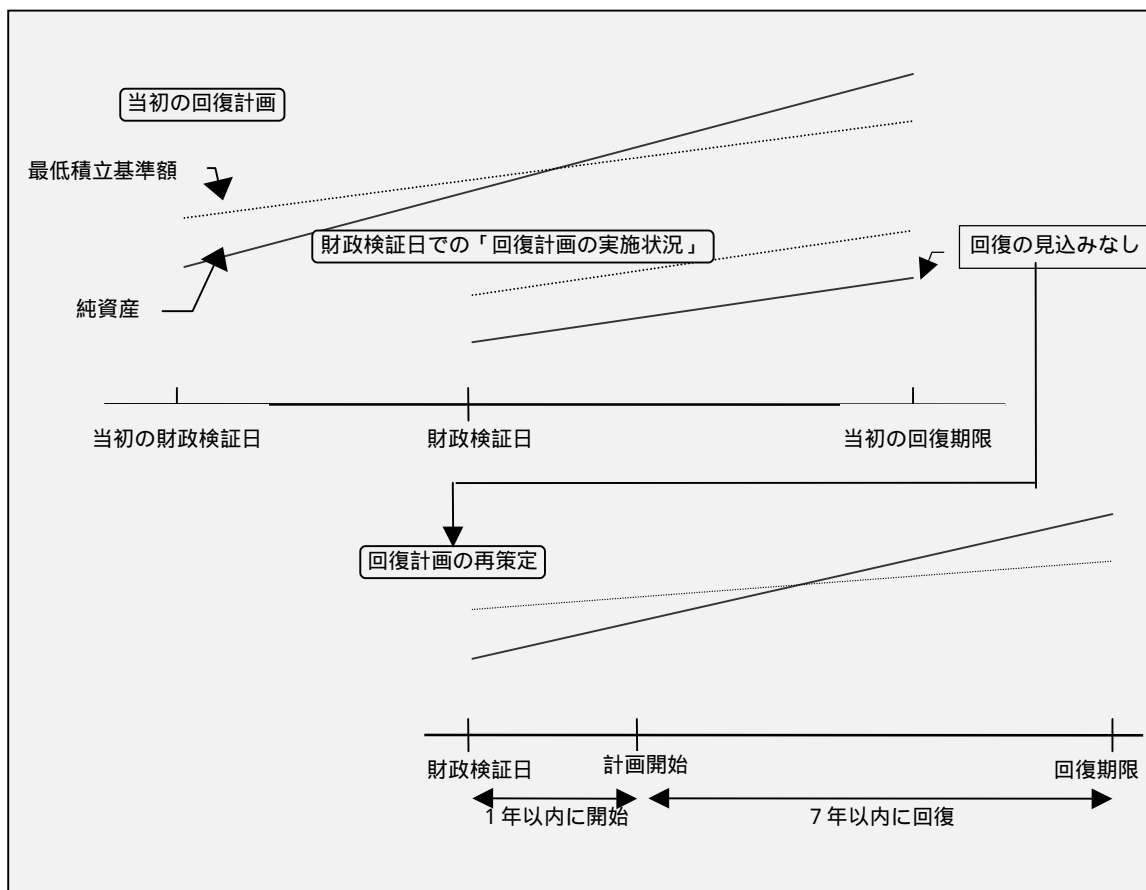
Q - 4 - 6 1

回復計画が予定どおり行かず修正する場合、取扱いはどうなっていますか？

A . 計画期間中の回復が望めず計画を修正する場合には、再度、新基準日となった財政検証の翌々年度の開始の日から7年以内に回復するように計画を再策定します。

なお、度々計画の再修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるよう工夫する必要があります。

【参考】積立水準の回復計画の再策定が必要なケース



[注]回復計画を実施中の基金が毎年度末において行う回復計画の検証時の最低積立基準額の算定は、当該年度に適用される非継続基準の予定利率等を用いて行います。

Q - 4 - 6 2

給付改善や再計算等により、回復計画の残余期間内に回復が見込まれる場合には、特例掛金の徴収を中止したり、掛金率を引き下げたりすることができますか？

A . できます。なお、この特例掛金は、予算で定める年金財政の安定化を図ることを目的とする特例掛金とは別個のもので、その水準は、回復計画の将来予測により決定します。

Q - 4 - 6 3

段階的に掛金を引き上げる方法で、毎年の引上げ幅等に制限はありますか？

A . 回復期間中に後の年度になる程、掛金の引上げ幅を大きく見込む計画など後年度の負担が過大になる計画は認められません。

段階的に掛金を引き上げる方法をとる場合は、具体的には次のような手順が必要となります。

毎年、同幅の掛金率(数理上掛金率^レ-スで可)引上げを行う回復計画を作成する。

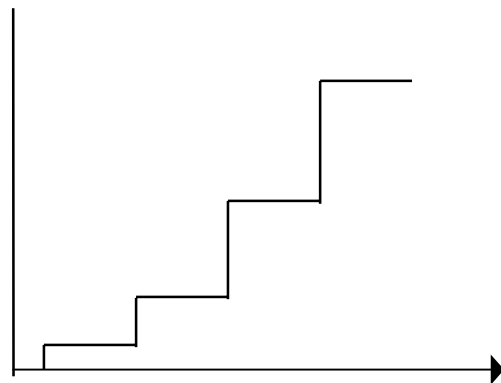
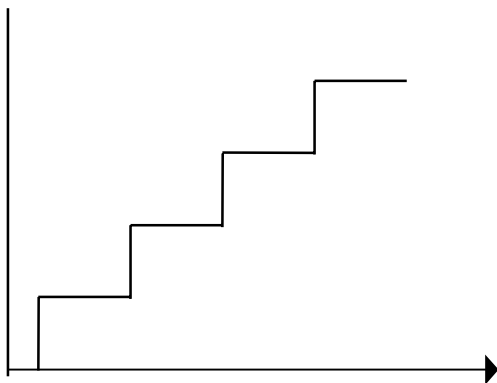
実施したい回復計画が回復計画中の各年度末で常に の水準を上回っていることを確認する。

設定が可能な例

× 設定できない例

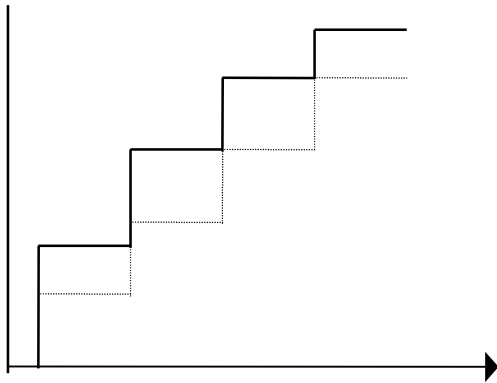
掛金の引上げ幅が一定

引上げ幅が次第に大きくなる



設定が可能な例

引上げ幅が次第に小さくなる



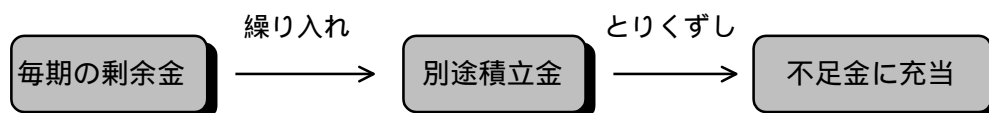
Q - 4 - 6 4

回復計画の提出および実施状況の報告時期はどうなっていますか？

- A . 基準日の翌日から起算して11か月以内に、規約変更の認可申請(掛金率の引上げが必要な場合)または変更計算報告書(掛金率の引上げが必要でない場合)を厚生省に提出します。また、翌年度以降は、積立水準が回復するまでの間、毎事業年度の決算報告に併せて計画の実施状況を報告します。

別途積立金（第5）

別途積立金は、長期にわたる財政運営のなかで、蓄積された剰余〔注〕の累計であり、今後起こりうる不足金（例えば、利差損などによる不足金）の発生等への対応のために留保している資産である。



従って財政検証（決算）での不足金に充当する以外のとりくずしについては、基金の財政状況を考慮に入れ、慎重に行なう必要がある。

〔注〕毎事業年度末の財政検証（決算）時において、当該年度において剰余金が生じた場合にはその額を別途積立金に繰り入れることになっている。

とりくずすことができる場合（第5 - 1）

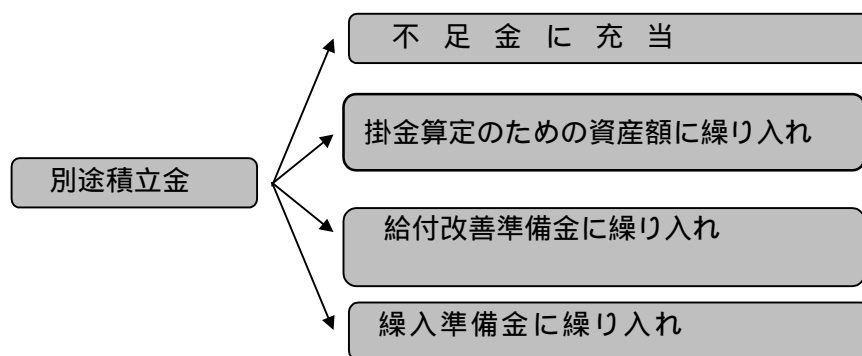
毎事業年度末の財政検証（決算）時において、当該年度において年金経理に不足金が生じた場合には別途積立金をとりくずしてその不足金に充当する。

次の場合にもとりくずすことができる。

財政計算（変更計算や財政再計算）において、給付改善や掛金率の上昇抑制または引下げに充てるため、掛金算定のための資産額に繰り入れる場合

将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合

年金経理から業務経理へ繰入れを行なうため繰入準備金に繰り入れる場合



とりくずすことができる額（第5 - 2）

別途積立金のとりくずしの可否および額は、基金の財政状況および将来の給付改善の見通し等を考慮した上で、判断をすることが重要である。

特に、財政運営上の資産額が簿価から時価（または数理的評価）へ変更になったことにより、今後は短期的な剰余・不足の変動が大きくなることが予想される。そのため、安定的な財政運営を確保するに

は、別途積立金の役割がこれまで以上に重要となる。

少なくとも次のような状況においては、別途積立金のとりくずしは最低必要限度に留め、掛金率の引き上げにより対処することが望ましい。

定性的に差損要因（例えば昇給差損、新規加入差損等）が発生している場合
純資産額が最低積立基準額未満（非継続基準による最低積立基準額の確保ができていない）
の場合
近い将来に給付改善の予定がある場合
資産の数理的評価に伴い（隠れた債務である）資産調整加算額が存在する場合

年金数理人の確認等（第5 - 3）

別途積立金をとりくずした場合には、年金経理における不足金に充当する場合を除き、『様式 別途積立金のとりくずしの処分を示した書類』を記入する。当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、『様式 年金数理に関する確認』により、年金数理人の確認および署名押印を得る。

書類の提出方法（第5 - 4）

『様式 別途積立金のとりくずしの処分を示した書類』は、次の項目に応じて、下表に掲げる書類に添付して厚生大臣に提出する。

項 目	書 類
財政再計算においてとりくずした場合	財政再計算報告書
変更計算においてとりくずした場合	変更計算基礎書類または変更計算報告書
合併または分割時にとりくずした場合	合併または分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類
給付改善準備金に繰り入れるためにとりくずした場合	責任準備金および最低積立基準額の明細書
繰入準備金に繰り入れるためにとりくずした場合	責任準備金および最低積立基準額の明細書

Q - 5 - 1

別途積立金をとりくずした場合の経理上の処理日は、いつにする
のですか？

A . 別途積立金をとりくずした場合の経理上の処理については、代議員会における処分の決議の日に行うものとなります。

但し、給付改善準備金および繰入準備金については、とりくずし額を各々の準備金に繰り入れた日となります。

給付改善準備金（第6）

趣旨（第6 - 1）

給付改善準備金は、将来の給付改善の原資を確保するため、年金経理に属する資産の一部を特別に積立しているものである。原則として、給付改善を行なう場合に限りとりくずすものである。

繰入れの限度額（第6 - 2）

給付改善準備金への資産の繰入れは、原則として、事業年度の末日に、当該事業年度の末日における数理上資産額と特別掛金収入現価の合計額から数理債務を控除した額（当該年度の剰余金・不足金処分後の別途積立金に相当）を限度として繰り入れることができる。

$$\begin{aligned} \text{繰入れの限度額} &= (\text{数理上資産額[注]} + \text{特別掛金収入現価}) - \text{数理債務} \\ &= \text{当該年度の剰余金・不足金処分後の別途積立金に相当} \end{aligned}$$

但し、基金規約に給付改善準備金への繰入れ額に関する客観的な基準をあらかじめ定めている場合には、その基準に基づく額を給付改善準備金に繰り入れることができる。

[注]数理上資産額は、貸借対照表の勘定を基に、次の式により算出されたものをいう。

$$\begin{aligned} \text{数理上資産額} &= (\text{純資産額} + \text{資産評価調整加算額}) - (\text{資産評価調整控除額} + \text{給付改善準備金} \\ &\quad + \text{繰入準備金}) \end{aligned}$$

留意事項（第6 - 3）

留意事項は次のとおり。

1. 給付改善準備金への資産の繰入れは、事業年度の末日に行なう。
2. 給付改善準備金は、原則として、給付改善を行なう場合以外にはとりくずすことができない。
3. 給付改善準備金への資産の繰入れに際しては、基金の財政状況や将来の給付改善の見通しを考慮して判断すること。

Q - 6 - 1

給付改善を行なう場合以外で、給付改善準備金をとりくずすことができますか？

A . 例え、母体企業の経営状況の悪化等により、給付改善の見通しが立たず、かつ財政上の悪化状況が続く場合には、やむを得ないものとし、給付改善準備金をとりくずし財政上の健全化を図ることも可能です。

但し、給付改善以外にとりくずしを行う場合は、「給付水準の引下げを行う場合」に準ずる手続きを行うことが必要です。

年金経理から業務経理への繰入れ（第7）

趣旨（第7 - 1）

年金経理に属する資産を業務経理に繰り入れ年金給付および一時金給付に要する費用以外の費用として費消することは慎重に取り扱うべきであるが、将来にわたって年金財政が健全に運営されると認められる基金が業務経理において適正に活用しようとする場合においては、基金の自己責任を十分に認識した上で、真に必要とされる額に限り業務経理へ繰入れることができる。

繰入れのできる基金（第7 - 2）

年金経理から業務経理へ繰り入れることができる基金は、次の または のいずれかに該当する基金である。

- 第1回の財政再計算を終了した基金であって、次の各号の要件をすべて満たしている基金
- ・第1回の財政再計算以後の財政計算の結果、掛金の引上げを必要とした基金にあつては、その処理を完了していること
 - ・第4 - 1 - (3)のオ [責任準備金の確保] に該当しないこと
 - ・第4 - 1 - (3)のカ [最低積立基準額及び最低責任準備金の確保] に該当している基金にあつては、積立水準の回復計画を作成し、実施していること
 - ・財政計算が厚生年金基金財政運営基準に基づいて行なわれていること

業務委託の形態が基金と受託機関において定める (A)型または (B)型である基金

繰入れの限度額（第7 - 3）

第7 - 2の に該当する場合

年金経理から業務経理へ繰り入れることができる額の限度額は、次により算出した額とする。

なお、当該限度額の算出にあたっては、繰り入れを行なおうとする事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証の結果に基づき算定する。

繰入限度額 = (A - B) の額

A = 数理上資産額 + 未償却過去勤務債務残高 + 数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額
+ 繰入準備金

B = 数理債務 + 次期財政再計算における死亡率改善により発生する債務
+ 次期財政再計算までの間 年 3 % の^ハ-^スアップ[°]があるものとして発生する債務
+ その他年金数理人が財政運営の観点から留保することが適当と認めた額

第 7 - 2 の に該当する場合

年金経理から業務経理へ繰り入れることができる額の限度額は、次により算出した額とする。

繰入限度額 = 次により算出される A、B のいずれか低い額

A = (型であったとした場合の業務委託報酬額 - 当該基金の業務委託報酬額) × 0 . 9

B = (数理上資産額 + 特別掛金収入現価 + 数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額
+ 繰入準備金) - 数理債務

繰入れの用途等 (第 7 - 4)

第 7 - 2 の に該当する場合

次の各号に掲げる経費にのみ充てるものとし、その用途および支出単価等は、社会通念上妥当なものとする。

1. 基金事務の機械化・合理化のために必要な経費
2. 給付改善のための調査研究のために必要な経費
3. 加入員等に対する基金制度の啓発に必要な経費
4. 基金事務所の災害復旧、移転等臨時的な事業に要する経費
5. 福祉施設の実施のために必要な経費

第7 - 2の に該当する場合

次の各号に掲げる経費にのみ充てるものとする。

1. 年金数理に係る基礎資料の管理および統計に関する事務経費
2. 給付金の支払いに関する事務を基金自ら行うこととする場合の経費

また、業務経理への繰入れは、経費を必要とする都度行うこと。

留意事項（第7 - 5）

第7 - 2の に該当する場合

1. 未償却過去勤務債務残高があるときは、別途積立金は残余償却期間の短縮のために充てるよう努めること
2. 年金経理から業務経理に繰入れをする場合、業務経理において繰越剰余金がある場合には、まずそれを優先して充当し、それでも不足する場合に限定するものとする。

年金数理人の確認等（第7 - 6）

年金経理から業務経理への繰入れを計画する場合には、『様式 繰入計画書』に内容を記入し、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることにつき、『様式 年金数理に関する確認』により、年金数理人の確認および署名押印を得る。

書類の提出方法（第7 - 7）

繰入れの計画を示した書類は、繰入れを行なおうとする事業年度の予算の届書に添付して厚生大臣に提出する。

Q - 7 - 1

第7 - 2の に該当する場合の繰入れ限度額計算で、
「直前の財政検証」とは、いつのことですか？

A . 直前の財政検証とは、繰入れを行なおうとする事業年度の前々年度末の財政検証の結果のこと
を言い、この時点が財政再計算の場合は財政再計算の結果を言います。

Q - 7 - 2

「第7 - 2の に該当する場合の繰入れ限度額計算で、
算出項目中の次の項目を補足説明してください。

未償却過去勤務債務残高

次期財政再計算における死亡率改善により発生する債務

次期財政再計算までの間 年3%のバースアップがあるものとして
発生する債務

その他年金数理人が財政運営の観点から留保することが適当と
認められた額

A . 次のとおりです。

未償却過去勤務債務残高

= 特別掛金収入現価 + 評価損償却掛金収入現価 + 移行調整金残高

次期財政再計算における死亡率改善により発生する債務

= (死亡率の改善を見込まずに算定した給付現価 × 下表の区分に応じた率)

区 分		率	
終	保 証 期 間 な し	0 . 0 3 0	
身 年 金	保 証 期 間 あ り	保 証 期 間 1 0 年 未 満	0 . 0 3 0
		保 証 期 間 1 0 年 以 上 1 5 年 未 満	0 . 0 2 5
		保 証 期 間 1 5 年 以 上	0 . 0 2 0
有	期 年 金	0 . 0 0 0	

次期財政再計算までの間 年3%のアップがあるものとして発生する債務
= 将来加入員および加入員の数理債務（但し、アップを織り込まない場合の数値）
× 3% × 次回再計算までの年数

[注]給付額が、全期間平均給与または全期間累積給与を使って算定される場合については、アップの影響を受けないため、上記数理債務は過去部分の給付現価（政府負担金控除後）を控除するものとします。

その他年金数理人が財政運営の観点から留保することが適当と認められた額

具体的には過去の財政検証で恒常的に発生する債務で例えば次のようなものが挙げられます。

- ・ 新規加入者損
- ・ 脱退差損
- ・ 年金経理から業務経理への繰り入れ額 等

Q - 7 - 3

第7-2の に該当する場合の繰入れ限度額計算では、いつ時点の数値を使用するのですか？

A . 繰入れ限度額は、次により各項目を算出します。

Aの部分：繰入れを行おうとする事業年度の前事業年度の決算見込額

Bの部分：繰入れを行おうとする事業年度の前々年度末の財政検証結果（同時に財政再計算を行った基金は財政再計算結果）

第 章 年金数理人の所見

年金数理人の所見の解説に先立ち「年金数理人制度」、「年金数理人の確認」および「指定年金数理人」について説明する。

年金数理人制度について

年金数理人制度は、基金の普及に関して年金数理がますます重要なものとなること、基金の年金数理をより一層適正に処理すること、年金数理の専門家の育成を図ること等の観点から、年金数理に関する責任体制を明確にし、基金の財政を健全に維持することを目的として昭和63年5月に法改正が行われ同9月から施行された。

年金数理人の確認について

基金の財政運営が適正な年金数理に基づいて行われているかを判断するため、基金が年金数理に関する業務に係る書類を厚生大臣に提出する場合には、年金数理の専門家である「年金数理人」が確認し、署名押印することが義務づけられた。

指定年金数理人について

新しい財政運営基準により、基金の財政運営に対し自由度が増していく中で、基金が健全な財政運営を行っていくためには、財政状況を的確に把握し迅速な対応をとることが必要となり、そのためには年金数理の専門家である年金数理人の診断・助言が不可欠となる。さらに、年金は長期の制度であることから、これらの診断・助言を継続的に行うことが望ましい。

このような観点から、基金は上記診断・助言を継続的に行う年金数理人を「指定年金数理人」として定めることが義務付けられ、年金数理人の要件についても省令で定められた。

なお、指定年金数理人は厚生省に届け出る必要があり、また、これを変更する場合も理由を記載し、厚生省に届け出る必要がある。

年金数理人の確認が必要となる場合

次に掲げる場合、年金数理人の確認が必要である。

基金設立時等の財政計算	代行保険料率の算定
財政再計算	別途積立金の取崩し〔注〕
変更計算	資産運用方法の拡大自家運用
財政決算	解散
年金経理から業務経理への繰入	

[注] 別途積立金の取崩し:決算における当年度不足金の解消を除く

確認の書類の様式

確認の書類は所見の有無により以下の様式を使用する。

(1)年金数理人の確認のみ必要な場合・・・様式 (例)を使用

様式 (例)

年金数理に関する確認

私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。厚生年金保険法第 176 条の 2 第 1 項に基づき、この書類を作成します。

・・・略

(2)年金数理人の確認および所見が必要な場合・・・様式 (例)を使用

様式 (例)

年金数理に関する確認

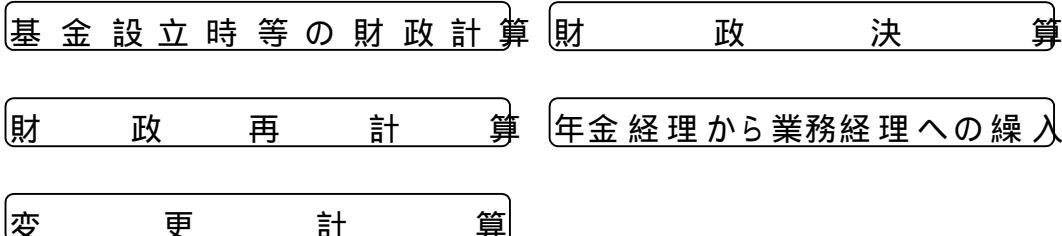
私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。厚生年金保険法第 176 条の 2 第 1 項に基づき、この書類を作成します。なお、厚生年金基金規則第 75 条第 2 項の規定に基づく所見は別紙のとおりです。

・・・略

所見の必要時期

掛金の算定基礎を示す書類(財政再計算報告書、変更計算報告書等)、責任準備金や最低積立基準額の明細を示す書類および繰入計画書には年金数理人の所見が必要となる。

具体的には、次に掲げる場合に書類の確認と併せて所見を付す。



[注] 変更計算・再計算に伴い別途積立金を取り崩す場合は、変更計算・再計算に係る所見の中で別途積立金の取扱いについて記載する

基金設立時等の財政計算

基金設立時等とは基金を設立する場合、基金の合併・分割により新たに基金を設立する場合をいう。

財政再計算

基金を設立した後3回目の事業年度終了が終了した場合、前回財政再計算から5回目の事業年度が終了した場合財政再計算を行う。

変更計算

給付の変更や年金財政の健全化のために行うもの。具体的には給付の変更、給与規定の変更、定年延長、加入員数の大幅変動、責任準備金の確保、最低積立基準額および最低責任準備金の確保、掛金に係る規約の変更、分割および合併、特例掛金に係る規約の変更の9種類がある。

決算

基金の事業年度は一般に4月1日～翌年の3月31日となっている。毎事業年度終了時に基金は保有資産と給付債務との比較を行い、財政の健全性について検証を行う。

年金経理から業務経理への繰入

年金経理に属する資産を業務経理へ繰入れる場合

なお、基金設立時等の財政計算、財政再計算および変更計算をあわせて財政計算という

【参考】確認と所見との関係

1. 指定年金数理人の確認および所見が必要な場合
 - ・ 財政計算における掛金の算定
 - ・ 決算における責任準備金および最低積立基準額の算定
2. 年金数理人(指定年金数理でも可)の確認および所見が必要な場合
 - ・ 年金経理から業務経理への繰入
3. 年金数理人の確認は必要であるが所見は不要な場合
 - ・ 代行保険料率の算定
 - ・ 解散における最低責任準備金や最低積立基準額の算定
 - ・ 資産運用方法の拡大(自家運用)の認定申請
 - ・ 別途積立金の取崩し(決算に伴い当年度不足金を解消する場合を除く)

内容		確認	所見	
財 政 計 算	新規設立	指定年金数理人	指定年金数理人	
	再計算			
	変 更			合併または分割
	計			規約の変更
	算			掛金の変更 (規約変更、再計算を除く)
決算				
年金経理から業務経理への繰入		年金数理人	年金数理人	
代行保険料率の算定		年金数理人	不要	
解散				
資産運用方法の拡大(自家運用)				
別途積立金の 取崩し	下記以外[注] 決算時の不足金の解消	不要	不要	

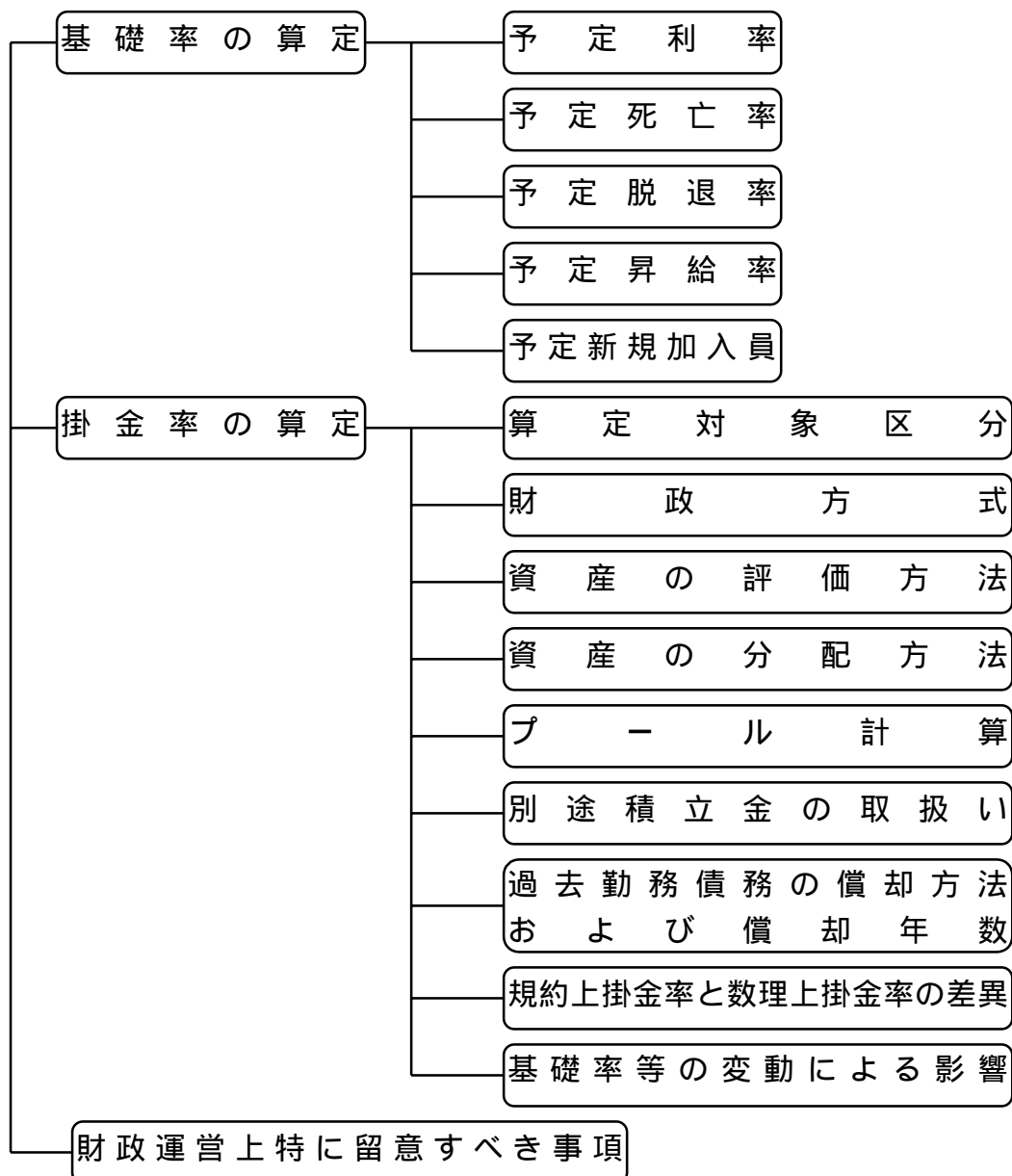
[注] 決算時の不足金の解消以外で別途積立金の取崩しが認められる場合は、掛金算定のために資産額に繰り入れる場合、給付改善準備金に繰り入れる場合、業務経理へ繰り入れる場合がある。

所見の内容

実務基準書にも記載しているとおり、基金は年金数理人の助言を踏まえ、自ら主体的に財政運営を行っていくことになる。従って、基本的な所見の内容としては、基金が最終的に判断した内容（判断の基準となっている考え方）の確認とその妥当性の評価、ならびに留意点を記載することとなる。

また、基金が年金数理に関する書類を提出する場合、その書類が“適正な年金数理”に基づいていることを年金数理人が確認し、署名したものであることが必要だが、所見は確認の一部をなすものと位置付けられている。

- 1．基金設立時等の財政計算…財政再計算に準じる。
- 2．財政再計算…年金財政上の見地から、例えば次に掲げる項目についてコメントする。



(1)基礎率の算定・・・各基礎率について、算定方法、再計算前との相違点および留意すべき点についてそれぞれコメントされる。

算定方法については、判断の基準となっている考え方(実績や将来の見通しの取り扱い等)について記載される。さらに、将来の価値を現在の価値に換算するために用いる予定利率については、期待収益率を参考に決定されるが、法令による下限値を下回っていないかの確認も含まれる。

予定死亡率については標準死亡率を使用しているか、安全掛を行っているかについて、予定脱退率、予定昇給率、予定新規加入員については基礎となったデータ、異常データの取り扱い等についてそれぞれ記載し、その妥当性についてコメントされる。

再計算前との相違点については、再計算前の基礎率と比較しその特徴や基礎率の変更が掛金率に与える影響についてコメントされる。

留意すべき点については、予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることがコメントされる。

(2)掛金率の算定

算定対象区分、財政方式、資産の評価方法、資産の配分方法、過去勤務債務の償却方法および償却年数についてはその取扱いが記載され、妥当性についてコメントされる。例えば、財政方式を開放基金方式から総合保険料方式に変更している場合、「財政方式を開放基金方式から総合保険料方式に変更しているが、加入員数規模の縮小が今後見込まれることから、妥当な判断と考える」等のコメントとなる。

プール計算、別途積立金の取崩し、規約上掛金率と数理上掛金率の差異については財政に与える影響がコメントされる。例えば、過去勤務債務の償却方法が定額償却または定率償却でない場合で、加入員数(給与)規模の逡減傾向がみられる場合は、「加入員数(給与)の逡減傾向が見られており、この傾向が今後も続いた場合には、毎年財政上の差損が発生することに注意を要する」等のコメントとなる。

基礎率等の変動による影響は、基礎率の算定でもコメントされているが必要に応じて再度説明される。

(3)財政運営上特に留意すべき事項

上記(1)、(2)を総合的にみて財政運営上の将来の懸念事項があればコメントされる。また、最低積立基準額または最低責任準備金に対する純資産の水準についても必要に応じてコメントされる。

3．変更計算・・・財政再計算に準じる。ただし、「基礎率の算定」は基礎率の変更を行った場合のみ、また、給付改善準備金の取扱いについて「掛金率の算定」に記載される。

4．決算

(1)当年度の財政状況について

当年度に大幅な剰余または不足が発生している場合には、その要因について分析されコメントがなされる。

(2)財政検証結果について

財政検証結果を受けて今後の対応がコメントされる。例えば、純資産が最低積立基準額以下となった場合、「純資産が最低積立基準額以下となったため、積立水準の回復計画を作成し、実施しなければならない」等のコメントとなる。

(3)財政運営上特に留意すべき事項について

上記(1)、(2)を受け繰越不足金がある場合、人員関係等の推移、資産調整加算額の計上および定性的な不足要因等について財政運営上の将来の懸念事項があればコメントされる。例えば、繰越不足金がある場合は、繰越不足金を解消した場合の掛金および当該決算時に解消しない場合の影響がコメントされる。

また、最低積立基準額または最低責任準備金に対する純資産の水準について必要に応じてコメントされる。

5．年金経理から業務経理への繰入れ

年金経理に属する資産は、本来年金給付および一時金たる給付に要する費用にのみ充てられるべきである。繰入れに際しては年金財政が十分に健全であることが前提となるが、いずれにしても繰入れを行う場合には、財政上悪影響を及ぼすことになるためその旨のコメントがなされる。

Q - 1

所見は全て指定年金数理人が作成するのですか？

- A . “年金経理から業務経理への繰入”については必ずしも指定年金数理人の所見でなくともかまいません。(もちろん指定年金数理人の所見であっても問題ありません。)
これ以外については、所見は指定年金数理人が作成することになります。
(前述の“確認と所見との関係”参照)

Q - 2

代行保険料率算定の場合には所見は作成しないのですか？

- A . 所見の基本的な内容は、基金が最終的に判断した内容の確認とその妥当性の評価等となっています。代行保険料率算定の場合、財政計算と同様保険料率を算定しますが、その前提となる基礎率またはその算定方法は基金が決定するのではなく一律に定められており、所見の基本的な内容である“基金が最終的に判断した内容の確認とその妥当性の評価”等は不要です。したがって、代行保険料率算定の場合には所見は作成しません。
ただし、基礎率や保険料率の算定が適正な年金数理に基づいて行われていることの確認は必要です。
また、別途積立金の取崩し(決算における当年度不足金の解消の場合を除く)、解散に係る申請および運用方法の拡大(自家運用)の認定申請等についても確認は必要ですが、所見は作成する必要はありません。

Q - 3

所見は必ず実務基準書に記載されている様式で作成されるのですか？

- A . 様式は例示であり必ずしも当該様式でなくてもかまいません。

Q - 4

別途積立金の取崩しを行う場合必ず年金数理人の確認は必要
ですか？

A . 別途積立金の取崩しは決算時の不足金の解消する場合、資産額に繰り入れる場合、給付改善準備金に繰り入れる場合および業務経理へ繰り入れる場合に取崩しが認められています。

このうち掛金算定のために資産額に繰り入れる場合、給付改善準備金に繰り入れる場合、業務経理へ繰り入れる場合の3つについては年金数理人の確認が必要ですが、決算における当年度不足金の解消の場合は不要です。

第 章 継続的な財政診断

基金が健全な財政運営を行っていくためには、基金の財政状況を的確に把握し迅速な対応をとっていくことが必要であること、また、新しい財政運営基準により基金の財政運営に対し自由度が増し、金融経済環境の変化に対し基金の実状にあった対応が可能となったことはすでに述べたとおりであるが、その前提として基金の実情を的確にかつ早期に把握することが必要であり、そのための方策が四半期毎の財政診断による継続的な財政診断である。

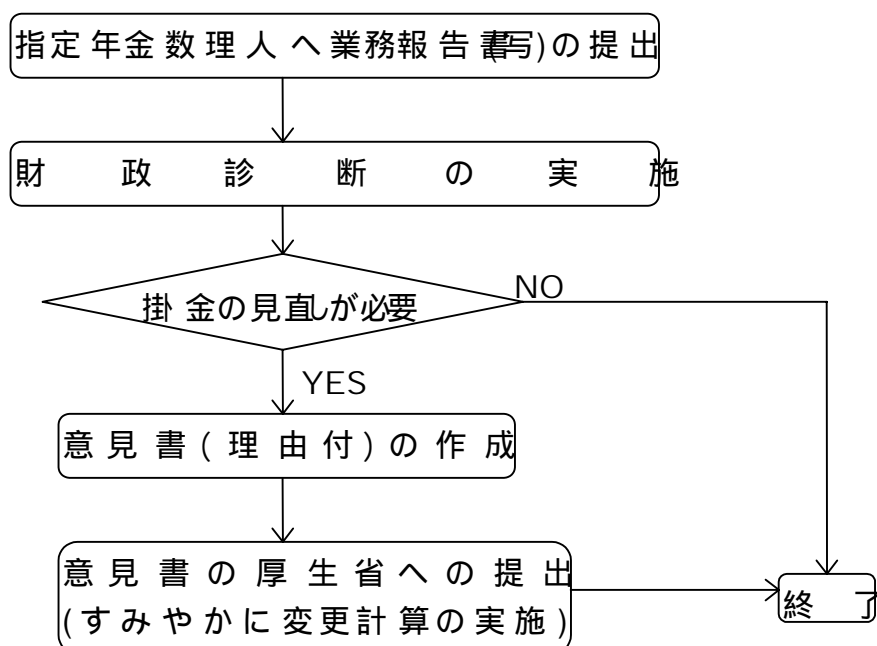
従来は毎年財政決算時に財政状況の検証を、5年毎に財政再計算を行っていたが、金融経済環境の急速な変化に対応するため、これに加えて四半期毎に財政診断を行うことにより、より早期の財政状況の把握およびより早期の対応が可能となった。四半期毎の財政診断は、人間の定期健康診断に相当するといえるだろう。

四半期毎の財政診断では、基金が作成する四半期毎の業務報告書に基づき指定年金数理人が掛金見直しの必要性の判断を行う。掛金見直しが必要と判断された場合、指定年金数理人は掛金見直しが必要となる旨の理由を添えた意見書を基金に提出することになる。その場合、基金はすみやかに意見書を厚生省へ提出すると共に、意見書に基づいて掛金の見直し(変更計算)を行う。

実施時期

各四半期毎。基金は毎事業年度の四半期毎に6月、9月、12月および3月の末日を基準日として翌月15日までに業務報告書を提出している。指定年金数理人は基金から業務報告書の写しの提出を受けた後すみやかに財政診断を行う。

【参考】四半期毎の財政診断は次のような順序で行われる。



継続的な財政診断の内容

基金から提出された業務報告書の写しに基づき、以下の 6 つの観点から財政検証を待たず早急に掛金計算の見直しが必要であるかどうか判断され、意見書が基金に提出される。

加入員数の変化	選択一時金の選択状況
設立事業所数の変化	過去勤務債務の償却状況
標準給与の変化	不納欠損の発生状況

(1)加入員数の変化

掛金算定の基礎となっている加入員数に大幅な変動が生じた場合には当年度決算において過不足金の発生要因となる可能性があること。

なお、毎月末の加入員数が直前の財政計算の基準日から 20%以上変動している場合は変更計算となる（代行保険料率の算定も同時に行う）。

20%以上変動していない場合でも特段の事情がある場合は、人員構成等の変化を勘案のうえ必要があれば基礎率等の洗い替えを行うことができる。（ただし、代行保険料率の算定は行えない）

(2)設立事業所数の変化

過去勤務期間を通算する制度で設立事業所数に大幅な増加があった場合、あるいは、脱退事業所に係る特別掛金徴収を規約に定めていない制度で設立事業所数に大幅な減少があった場合には当年度決算において不足金の発生要因となる可能性があること。

(3)標準給与の変化

標準給与の伸び率に大幅な変化があった場合には加入員の年齢構成あるいは給与水準に変動があったことが考えられる。また、給与体系に変更がある場合は変更計算に該当することになる。

(4) 選択一時金の選択状況

一時金の選択率の増加は当面の年金資産額の減少を意味する。純資産が最低責任準備金の105%に近づいている場合で、一時金の選択率が增大している場合、当分の間選択一時金の休止も検討する。

(5) 過去勤務債務償却額の償却状況

償却の遅れは当年度決算において不足金の発生要因となる可能性があること。

(6) 不納欠損の発生状況

不納欠損の発生は当年度決算において、収納未済額の発生は将来においてそれぞれ不足金の発生要因となる可能性があること。

Q - 1

四半期毎の継続的な財政診断はだれが行うのですか？

A . 指定年金数理人が行います。

Q - 2

どのような場合見直しが必要と判断されるのですか？

A . 継続的な財政診断の目的は基金の財政状況を早期にチェックし適切な対応をとっていただくことにある。指定年金数理人は前述の 6 つの観点から財政状況のチェックを行い不足金の発生が見込まれる場合は、その要因が恒常的なものか一時的なものか、また、不足金額の大きさ(次回決算または再計算時に掛金率に与える影響)等から次回財政決算を待たず早急に対応すべきかどうかを判断することになります。

ただし、加入員数の変動が直前の財政計算の基準日と比較し 20%以上変動している場合は必ず変更計算を行います(加入員数の大幅変動の場合は原則基礎率の見直しを行う。また変更計算と同時に代行保険料率の算定も必要である)。

Q - 3

意見書は必ず実務基準書に記載されている様式で作成されるのですか？

A . 様式は例であり必ずしも当該様式でなくても構いません。前述の 6 つの観点から財政状況の診断を行っており、掛金計算の見直しが必要かどうかの判断が示されていれば様式は問いません。

用語による索引

	用語	該当ページ
あ	インカムゲイン	8
	移行調整金残高	14
か	キャピタルゲイン(ロス)	8
	加入員数の大幅変動	42
	加入年齢方式	39,44
	開放基金方式	39,44
	基礎率	48
	給付改善準備金	83
	給付水準の引下げ	46,47
	許容繰越不足金	17,22
	許容乖離率	6,13
	継続基準	3
	継続基準の財政検証	15,18,25
	継続的な財政診断	99,100
	計算基準日	37,41
	元利均等償却	56
	元利均等定率償却	56,67
さ	最終年齢	42
	最低積立基準額	25,27
	最低保全給付	25,26
	財政運営上の評価額	5
	財政計算	40
	財政計算を行うべき場合	41
	財政計算結果の取扱い	41
	財政検証	3
	財政再計算	35,41
	財政方式	38,43
	財政方式の変更	45
	残高比例償却	56
	資産の評価方法	10,11
	資産評価調整加算額(控除額)	5,15
	事前積立方式	38

	用語	該当ページ
	時価ベース収益	8
	時価移動平均方式	8, 12
	時価評価	4
	実務基準の位置づけ	1
	実務基準の運営ルール	1
	実務基準総則	2
	収益差平滑化方式	8, 12
	純資産額	17
	新規加入者の見込み	40, 48
	数理債務	14
	数理上掛金	49
	数理上掛金と規約上掛金の差の一時金換算額	15
	数理的評価	4, 12
	責任準備金	15, 16, 20
た	代行保険料率の見直し	42
	弾力償却	56, 62, 63
	積立水準の回復計画	71
	低価法	4
	定額給付	57
	定額償却	56, 63, 68
	定額法	57, 68
	定率償却	56, 63, 64, 65, 66, 67, 68
	定率法	57, 68
	特別掛金収入現価	14, 15
	特例掛金	57, 72
な	認可申請日	41
	年金経理から業務経理への繰入れ	85
	年金資産の配分方法	55
	年金数理人の所見	90
は	発生主義	3
	非継続基準	3
	非継続基準の財政検証	25
	標準掛金収入現価	14

	用語	該当ページ
	標準給与総額	17
	標準退職年齢	26, 27, 33
	評価損益平滑化方式	8, 12
	評価方法の変更	9, 13
	賦課方式	39
	平滑化期間	6
	閉鎖型総合保険料方式	39, 44
	別途積立金	80
	別途積立金のとりくずし	80
	変更計算	36, 41
	変更計算基礎書類	41
	変更計算報告書	41
	簿価ベース収益	8
ま	未償却過去勤務債務残高	14
や	予測単位積増方式	39, 44
	予定死亡率	40, 48
	予定償却開始日	59, 60, 61
	予定償却完了日	61
	予定償却期間	62, 63, 65, 67, 68
	予定昇給率	40, 48
	予定脱退率	40, 48
	予定利率	40, 48, 51
	予定利率(最低積立基準額の算定に用いる)	31
	予定利率の下限	52

あとがき

社団法人日本年金数理人会の実務基準委員会では、厚生年金基金制度における財政運営基準の具体的な取扱いを記述した「実務基準」(平成9年3月)を作成いたしました。今回、この「実務基準」を補完するものとして「財政運営基準の解説」を作成することとなりましたが、解説書の作成にあたっては、基金関係者の方々にとっても分かり易いものとするため、次のような点を心掛けることとしました。

基本的な考え方については、図やグラフを用いながら解説することとする。

典型的な疑問点については、質疑応答形式で解説することとする。

具体的な作業は、実務基準委員会の第2小委員会のメンバーが中心となり、平成10年6月に開始しましたが、作業開始の当時は手探りの状態で、予定通り「財政運営基準の解説」を完成することができるかどうか不安もございました。しかしながら、各メンバーの努力により何とか完成させることができました。

年金数理人をはじめ、厚生年金基金制度の財政運営に携わる基金関係者の方々にとって、本「財政運営基準の解説」が少しでもご参考になることを期待する次第です。

今回の「財政運営基準の解説」作成を行った第2小委員会メンバーは以下のとおりです。

(敬称略)	粟津 明彦	(中央信託銀行)	岩本 陽巧	(あさひ銀総合システム)
	石川 一彦	(安田信託銀行)	小川 伊知郎	(第一生命保険)
	井上 修二	(三井生命保険)	桑田 浩幸	(三菱信託銀行)
	今治 久昇	(千代田生命保険)	福田 浩一	(明治生命保険)

なお、本「財政運営基準の解説」は、平成11年1月現在の関係法令、通知に基づき作成されていることにご留意下さいますようお願い申し上げます。

平成11年3月

第2小委員会
井戸 照喜
(住友信託銀行)